

# **茅ヶ崎市教育基本計画**

**令和2年10月**

**茅ヶ崎市教育委員会**

## はじめに



本市教育委員会では、様々な教育の場で大人が連携しながら子どもと共に学び成長し続けるという、生涯にわたるひとづくりの理念の実現を目指し、平成23（2011）年度から令和2（2020）年度を計画期間とする茅ヶ崎市教育基本計画を策定しました。

教育の目的は、人格の完成にあり、より良い社会をつくるため、一人一人が社会の形成者として、必要な資質を備え、充実した人生を歩めるよう、生涯にわたり、はぐくみつづけることにあります。

私たちを取り巻く社会は、グローバル化や高齢化などの進展、情報技術をはじめとした科学技術の革新、大規模な災害の発生などにより、大きく変化しています。

このような中で、一人一人がより良い生涯を送るためにには、様々な問題に対して積極的に解決していく力をつけ、性別、年齢、障がい、国籍などを超え、多様な人と共生する社会をつくる必要があります。そうした社会をつくるにあたり、ひとが持つ資質と能力として、豊かな人間性と自律性は、より一層重要になっていると考えます。

そこで、茅ヶ崎市教育基本計画の計画年次を迎えるにあたり、人の「学び」と「育ち」を「支え」あいながら、豊かな人間性と自律性をはぐくむことが人格の完成には欠かせないことを教育に関わる全ての人たちと共有し、市の教育を推進するために、本計画を策定しました。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様に、あらためて心よりお礼を申し上げますとともに、今後、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和2年10月

茅ヶ崎市教育委員会教育長 竹内 清

# 目 次

|   |    |
|---|----|
| <b>第1部 教育基本計画について</b>                             |    |
| <b>1－1 計画策定の趣旨</b>                                | 2  |
| <b>1－2 教育を取り巻く施策の動向</b>                           | 3  |
| <b>1－3 前計画の振り返り</b>                               | 6  |
| <b>1－4 計画の範囲と位置づけ</b>                             | 11 |
| <b>1－5 計画期間</b>                                   | 12 |
| <b>1－6 計画の体系図</b>                                 | 13 |
| <b>1－7 基本理念と基本方針</b>                              | 14 |
| <b>1－8 基本方針別の重点施策</b>                             | 16 |
| <b>第2部 基本方針別の施策</b>                               |    |
| <b>2－1 基本方針1 「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」</b>             | 20 |
| 1) 政策1 児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築       | 20 |
| 2) 政策2 質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備            | 24 |
| <b>2－2 基本方針2 「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」</b> | 27 |
| 1) 政策3 子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進                       | 27 |
| 2) 政策4 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備                          | 31 |
| <b>2－3 基本方針3 「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」</b>            | 35 |
| 1) 政策5 教育的效果を高める教育行政の推進                           | 35 |
| 2) 政策6 安全で安心な教育施設の整備                              | 38 |
| 3) 政策7 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備                      | 41 |
| <b>第3部 計画の進行管理</b>                                |    |
| <b>3－1 進行管理</b>                                   | 46 |
| <b>資料編</b>  |    |
| <b>1 策定体制</b>                                     | 50 |
| <b>2 パブリックコメント実施結果</b>                            | 56 |
| <b>3 参考文献</b>                                     | 57 |



## 第1部

### 教育基本計画について

## 1－1 計画策定の趣旨

本市では、平成23（2011）年3月に、令和2（2020）年度までの10年間の計画として、教育基本法の教育の目的を踏まえ、生涯にわたる人格形成という生涯学習の考え方を尊重しつつ、学校教育と社会教育におけるそれぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として「茅ヶ崎市教育基本計画（以下「前計画」という。）」を策定しました。

それ以降、前計画に基づき、教育施策を進める一方で、いじめ防止対策推進法の施行、特別支援教育の推進、情報伝達技術の進展など、子どもを取り巻く教育環境などが大きく変化したことや、地方教育行政制度改革が行われたことを踏まえ、これらに対応するために平成28（2016）年2月に前計画の改訂を行いました。

今後、本市は、人口が減少する時をはじめて迎え、高齢化もさらに進み、厳しい財政状況のもと市政を進めなければなりません。そのような中で、学習指導要領<sup>1)</sup>の改訂に伴う教育環境の整備や人口増加期に建設した教育施設の再整備など、時代の変化に対応しながら今後10年間で教育行政が中長期的視点に立って計画的に取り組むべき事項があります。

そこで、前計画の目標年次である令和2（2020）年度を迎えるにあたり、前計画の成果等を検証するとともに、茅ヶ崎市教育大綱で定めた教育の考え方や本市の教育を取り巻く様々な分野における取り組みなども踏まえ、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とする茅ヶ崎市教育基本計画を策定するものです。

なお、近年の社会経済情勢を踏まえ、具体的な事業の実施にあたっては、国や県の教育振興基本計画を参照するほか、茅ヶ崎市総合計画（以下「総合計画」という。）との整合を図ります。

1) 小学校・中学校・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその扱い、基本的な指導事項などを示したもの。文部科学大臣が告示し、教科書編集の基準にもなる。

## 1－2 教育を取り巻く施策の動向

前計画策定からの10年間で、超高齢社会、働き方改革<sup>2)</sup>など社会の変化に対して、様々な分野で取り組みが始まっています。これらの取り組みに共通することは、様々な活動を通じて、多様な人と交流し、共に支えあう社会を実現していくこうとしています。

そこで、教育を取り巻く施策の動向を踏まえながら、本計画の考え方や具体的な施策を定めます。

### 1) 子どもの未来応援対策の推進

本市では、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることのない社会の実現を目指しています。そのために必要な環境整備や教育の機会均等の具現化に向け、子どもの貧困対策をはじめとした総合的な支援を行うことを目的とした、子どもの未来を応援するための組織横断的な取り組みを進めています。

### 2) 多世代が共生するまちづくり

本市の今後のまちづくりの方針を定めた「ちがさき都市マスターPLAN」では、昼間人口の増加や生活の中で趣味や交流などの3次活動<sup>3)</sup>に充てる時間が徐々に増えたなど人々の生活スタイルの変化を踏まえ、今後は、様々な人に、色々なまちの使い方をしてもらい、多世代が交流し、つながり、共生するまちづくりを推進しています。

### 3) 高齢者の多様な生きがいづくりの支援

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画等に基づき、人生の高齢期においても運動などの健康づくりや趣味などのために外出する人が増える中で、子どもから大人までが交流し、互いに尊重しあい助けあう心を育てるための取り組みを推進しています。

- 2) 働く方がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するための取り組み。国では働き方の見直しを総合的に推進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年7月6日公布）」を制定し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講じる取り組みを進めている。
- 3) 睡眠、食事など生理的に必要な活動を「1次活動」、仕事・家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動を「2次活動」と呼ぶ。これら以外の活動で各人の自由時間における活動を「3次活動」と呼んでいる。

#### 4) 持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）<sup>4)</sup>に関する取り組み

持続可能な開発目標(SDGs)<sup>4)</sup>は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs : Millennium Development Goals）<sup>5)</sup>の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

MDGs<sup>5)</sup>が開発途上国そのための目標であったのに対し、SDGs<sup>4)</sup>は格差の問題、気候変動対策など、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標です。目標は、17の国際目標（その下、169のターゲット、232の指標が決められている）があり、市民、事業者及び行政など全ての主体は、この目標を意識しながら、様々な取り組みを進めることが期待されています。

教育行政には、17の目標に配慮しつつ、特に「4 質の高い教育をみんなに」に基づき、設定された10項目に配慮することが求められています。



図1 17の国際目標

出典：国際連合広報センター・外務省HP

- 4) 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標。通称「グローバル・ゴールズ」といい、国連に加盟する全ての国は、全会一致で採択したアジェンダをもとに、2015年から2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的・社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成するために、様々な取り組みを進めている。
- 5) 2009年9月にニューヨークの国連本部で開催された国連ミレニアム・サミットで、採択された「国連ミレニアム宣言」と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットでの開発目標をまとめたものが国際目標。MDGsは、発展途上国など国際社会の支援を必要とする課題に対して2015年までに達成するという期限付きの8つの目標、21のターゲット、60の指標を掲げています。



表1 目標4 「質の高い教育をみんなに」

**目標4**

**全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する**

Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all

**10項目（ターゲット）**

- 4.1** 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4.2** 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4.3** 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4.4** 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
- 4.5** 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.6** 2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
- 4.7** 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 4.a** 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
- 4.b** 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
- 4.c** 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

出典：国際連合広報センター・外務省HP

## 1－3 前計画の振り返り

### 1) 前計画の検証と本計画への反映

#### ○基本理念

前計画の基本理念「学びあい 韶きあう 茅ヶ崎の教育を創造する ～豊かな人間性<sup>6)</sup>と自律性<sup>7)</sup>をはぐくむ～」には、これから社会を形成するために、多様な人と協働しながら、様々な課題を積極的に解決する力が必要と考え、豊かな人間性<sup>6)</sup>と自律性<sup>7)</sup>をはぐくむことを基本理念に定めました。

超高齢社会や働き方の改革など社会が急激に変化し、新たな社会課題も生じています。そのような社会の変化に対応するためには、人々が持つ資質と能力として、豊かな人間性<sup>6)</sup>と自律性<sup>7)</sup>は、より一層重要になっていると考えます。

そこで、前計画の基本理念に込められた想いを継承しつつ、教育に関わる全ての人たちと、豊かな人間性<sup>6)</sup>と自律性<sup>7)</sup>をはぐくむことが教育には欠かせないこと、また、教育を進めるためには、それぞれの立場や力を生かし、ひとの「学び」と「育ち」を「支え」あうことが必要であることを共有するための基本理念を定めます。

#### ○学校教育と社会教育の一体的な推進

前計画の範囲を学校教育と社会教育の分野としたのは、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」という教育基本法第1条の目的を踏まえ、人格は生涯にわたって形成するものであると考えたためです。

生涯にわたる人格の完成については、変わることのない考えです。そこで、本計画の範囲も学校教育と社会教育の分野とし、両者がより一層連携を深め、教育施策を進めています。

#### ○市長部局との連携

学校教育では総合的な学習の時間等で、社会教育では公民館などの社会教育施設で行う講座などで、市長部局と連携した様々な取り組みを進めてきました。

「1－2 教育を取り巻く施策の動向」に示したように、超高齢社会や働き方の改革などを踏まえ、本市では様々な活動を通じて、多様な人が交流し、共に支えあう社会を実現していこうとしています。

このような社会を実現するためには、福祉、防災、環境、まちづくりなど様々な分野で活躍する人々の考えに触れ、関わりを持つことが必要と考えます。

そこで、学校教育及び社会教育における活動を支援する教育委員会事務局は、教育に関わる全ての人たちに学びあう機会を提供し、様々な分野で活躍する人々と交

流することがより一層必要と考え、本計画では教育委員会事務局と市長部局が連携して取り組む施策の中から、重点的に取り組む施策を「市長部局との連携」として、政策ごとに位置づけます。

## 2) 前計画に基づき進めた主な取り組みと課題

本市教育委員会では、前計画に基づき、学校教育と社会教育におけるそれぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的に、具体的な施策を進めてきました。

施策を進めるにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、茅ヶ崎市教育基本計画審議会で点検・評価<sup>8)</sup>(以下「点検・評価」という。)と前計画の進行管理を一体的に行いました。点検・評価<sup>8)</sup>などで進捗管理を行ってきた主な取り組みと課題は、次のとおりです。

### ■学校教育に関する主な取り組みと課題

#### ○主な取り組み

授業づくりでは、児童・生徒が充実した学校生活を送り、学びの質を高めることができるように、指導主事<sup>9)</sup>による学校訪問、授業研究及び各種研修を通じて、教職員の資質向上に努めてきました。

また、いじめ問題をはじめ、児童・生徒が抱える課題等に取り組むため、スクールソーシャルワーカー<sup>10)</sup>、心の教育相談員<sup>11)</sup>及びふれあい補助員<sup>12)</sup>などの教員以外の人材を活用しながら、児童・生徒に寄り添った対応を進めてきました。

さらに共生社会の実現に向け、障がいのあるなしに関わらず同じ学校で教育が受けられるように、茅ヶ崎市立小・中学校の半数の学校に特別支援学級の整備を完了し、さらに特別な配慮を必要とする児童・生徒の学校生活を支える体制整備を進めました。

#### ○課題

授業づくりについては、高齢化の進展、AI(人工知能)など新たな技術が社会に浸透することに伴い、人の働き方が変化するなど、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化することが予測されています。このような社会の変化に柔軟に対応し、未来を拓くためには、教科学習に加え、自然、福祉、環境、情報など様々な分野を学び、その学びから得た知識や技能を活用し、課題に対して主体的に解決しようとする力や他を思いやる心をはぐくむことが、より一層必要となります。

また、学校生活において様々な課題が生じたことから、児童・生徒が抱える問題を早期に発見・解決する体制を充実する必要があります。その一方で、授業づくり以外の教職員の事務が増大するなどの課題が生じています。

そこで、教職員が教育活動に専念できるように教職員の働き方を見直すことに加えて、地域の方々等が参加する学校運営の仕組みであるコミュニティ・スクール<sup>13)</sup>（学校運営協議会制度）の導入に向け調査・研究を進めるなど、教職員のみならず、地域の方々の力を生かした学校運営を進めることが重要です。さらに、共生社会の実現に向け、障がいのあるなしに関わらず同じ学校で教育が受けられるように全ての小・中学校への特別支援学級整備を早期に完了し、インクルーシブ教育<sup>14)</sup>をより一層推進する必要があります。

## 前計画で実施してきた主要な事業

|                   |  |  |
|-------------------|--|--|
| 授業づくりに関する事業       | ・特色ある教育課程の創造推進事業<br>・学校訪問（計画・要請・機会訪問）<br>・特別支援学級増設事業<br>・ふれあい補助員派遣事業<br>・みんなの教室運営に伴う教育活動整備事業 | ・創意工夫教育支援事業<br>・ふれあい教育推進事業<br>・特別支援教育巡回相談事業<br>・就学相談事業 |
| 特別支援教育の充実に関する事業   | ・あすなる教室（適応指導教室）<br>・心の教育相談事業<br>・児童・生徒指導推進事業   | ・スクールカウンセラー活用事業<br>・青少年教育相談事業<br>・いじめ防止対策推進事業          |
| 学校生活における相談等に関する事業 | ・学校内研修支援事業   | ・初任者研修等教職員人材育成事業                                       |
| 教職員等の研修に関する事業     | ・トワイライトセミナー事業  |  |

## ■社会教育に関する主な取り組みと課題

### ○主な取り組み

本市の社会教育は、公民館、文化資料館、青少年会館、茅ヶ崎公園体験学習センター及び図書館を、市が直接運営することで、社会教育関係職員<sup>15)</sup>を配置でき、各施設で社会教育講座などを開催できる体制を整えています。

公民館では、子ども事業や地域交流事業など地域の人たちとの学びの機会を提供し、子どもたちを地域ではぐくむ環境づくりを進めています。そのほか、社会的要請課題をテーマとした事業や家庭教育支援事業などを実施し、現代的課題の解決を考える機会の提供と大人と子どもが共に育ちあう社会教育を推進しています。

文化財の保存活用に関する取り組みとしては、下寺尾遺跡群<sup>16)</sup>（下寺尾官衙遺跡群<sup>17)</sup>及び下寺尾西方遺跡<sup>18)</sup>が国指定史跡に指定され、史跡の保存活用に取り組みながら、整備に向けて検討を進めています。

また、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業<sup>19)</sup>を市民とともに推進し、茅ヶ崎の歴史、文化、自然、景観、産業、人材など、有形無形のまちの宝ものを調査研究し、学習の場、観光の場、地域活性の場として活用しています。

博物館の整備に関する取り組みとしては、（仮称）茅ヶ崎市文化資料館整備基本計画を策定し、設計や事業用地の取得に取り組んでいます。また、市指定重要文化財の旧和田家住宅<sup>20)</sup>及び旧三橋家住宅<sup>21)</sup>の耐震改修工事に向け、設計を進めています。

青少年の育成については、関係団体の協力を得ながら安全で安心な地域の環境づくりに取り組むとともに、ジュニアリーダー<sup>22)</sup>養成講座など子どもの頃から地域活動に関わる人材育成のための講座や青少年会館で多様な事業を実施し、青少年の健全育成を進めています。また、平成31(2019)年1月に茅ヶ崎公園体験学習センターがオープンし、青少年の居場所づくりに加え、様々な講座などを開催し、多世代が交流し、学習する機会を提供するための取り組みを進めています。

図書館では、「茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の普及と啓発事業を実施しています。子ども以外にも「本が好きになるきっかけづくり」として、地元書店やNPO団体と協力した「本がだいすきプロジェクトちがさき」を始動し、多様な学習機会の提供に努めています。

## ○課題

「1－2 教育を取り巻く施策の動向」に示したように、超高齢社会や働き方の改革などを踏まえ、本市では様々な活動を通じて、多様な人々が交流し、共に支えあう社会を実現していこうとしています。

このような社会を実現するために、社会教育としても、人々が地域の課題を知り、様々なことに興味や関心を深めあうなどの学びを通じて、ひとがつながり、地域の社会をつくっていく力をはぐくむきっかけづくりが必要です。

そうした社会教育を開拓するために、社会全体の動向などを分析する力、学校や市民の方々との協働に必要なコミュニケーション力、社会教育事業を企画立案する力のある社会教育関係職員<sup>15)</sup>を社会教育施設に配置することが必要です。また、公民館などで行う社会教育講座の企画にあたっては、地域の活動や、文化・スポーツ施設や福祉施設などと連携した学習機会を創出することが必要です。

## 前計画で実施してきた主要な事業

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <b>公民館を拠点とした事業</b>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども事業</li> <li>・家庭教育支援関連事業</li> <li>・地域交流事業</li> <li>・社会的要請課題をテーマとした事業</li> </ul>   |
| <b>文化財保存活用・普及啓発に関する事業</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下寺尾遺跡群保存整備事業</li> <li>・ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業</li> <li>・遺跡調査資料整理・活用事業</li> </ul>  |
| <b>博物館等の整備に関する事業</b>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)歴史文化交流館整備事業</li> <li>・旧藤間家文化財保存・管理事業</li> <li>・市指定重要文化財旧和田家・旧三橋家保存整備事業</li> </ul>   |
| <b>青少年育成に関する事業</b>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校ふれあいプラザ事業</li> <li>・(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業</li> <li>・子どもの家の管理業務委託</li> <li>・自然体験教室の開催</li> <li>・主催事業の開催(青少年会館・海岸青少年会館)</li> </ul> |
| <b>図書館に関する事業</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館利用及び貸出事業</li> <li>・図書室、図書コーナー運営事業</li> <li>・図書館資料収集事業</li> </ul>   |

## ■教育行政に関する主な取り組みと課題

### ○主な取り組み

毎年度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、本市教

育委員会は、点検・評価<sup>8)</sup>を行っています。

また、「基礎的な力をはぐくむための学習の在り方として家庭や地域との連携」「質の高い学びを実現する授業づくり」という視点から、茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査などの調査を実施し、児童・生徒の状況を把握するとともに、教職員の指導方法の改善や資質向上を図る研修に取り組んでいます。

## ○課題

社会的な状況を踏まえた教育行政の運営を進めるためには、教育基本計画に基づき施策を進めるとともに、事務改善や新たな教育的課題に対応するための教育に関する基礎研究を進める必要があります。

さらに、教育施設の老朽化や児童・生徒の減少が進む中で、教育施設の再整備や学校規模の適正化を行い、教育環境の改善を図る必要があります。

## 前計画で実施してきた主要な事業

|                        |   |
|------------------------|---|
| 教育委員会の運営に関する事業         | ・総合教育会議の運営業務<br>・教育委員会の運営業務   |
| 教育施策の進行管理に関する事業        | ・教育に関する大綱の推進<br>・教育基本計画の推進  |
| 教育施策の基礎調査に関する事業        | ・学校規模の適正化<br>・幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業<br>・学齢児童・生徒数の推計<br>・子どもたちの学習・生活状況に関する調査研究事業 |
| 子どもの教育等をテーマとした研修に関する事業 | ・「子どもの教育」講座・講演事業<br>・調査研究成果の発信啓発事業<br>・幼児期の教育に関する基礎研究・研修事業                    |
| 学校施設の整備に関する事業          | ・小学校大規模改修整備事業<br>・小学校トイレ改修事業<br>・普通教室空調設備設置事業<br>・学校施設（調理場）新設事業               |
| 学校給食に関する事業             | ・学校給食の栄養管理に係る事務<br>・学校給食の管理及び運営等に係る事務   |
| 就学援助に関する事業             | ・要保護及び準要保護児童就学援助（小学校）<br>・要保護及び準要保護生徒就学援助（中学校）                                |
| 児童・生徒の健康管理や安全対策        | ・児童の健康管理に係る事務<br>・生徒の健康管理に係る事務<br>・児童生徒の事故報告及び通学の安全確保に係る事務                    |

6) 本計画では、他を思いやる心や感動する心などを豊かな人間性としている。

7) 本計画では、「自律性」を、自ら考え、判断し、表現することによって様々な問題に積極的にに対応し解決していく力としている。「自立」と「自律」という言葉があるが、「自律」とは、発達段階に応じて、自分の頭で考えて自分の判断で行動するということで、「自立」とは、自分の力で独り立ちしていること。社会に出て行って一人前の人間として社会生活を自分で営んでいくことであり、「自立」と「自律」は意味合いが異なっている。

8) 教育委員会は毎年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、その権限に属する教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられている。

9) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的の事項の指導に関する職務を行う。

10) 社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材。

11) 子どもが教育上直面する問題及び不安や悩みの相談に対応し、その健全な育成、非行化の防止及び自立を目指し、相談を行う人材。

12) 茅ヶ崎市立小・中学校の通常級・特別支援学級に在籍する配慮を必要とする児童・生徒が、学校生活を円滑に送るために補助支援を行う人材。

13) 学校と保護者や地域住民等が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともににある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づいた仕組み。

14) 共生社会の実現に向か、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが、同じ場で共に学び、共に育つことを追求していくこと。

15) 社会教育主事、社会教育嘱託職員のほか、社会教育課や青少年課に配属されている職員のこと。

16) 古代の官衙関連遺跡や弥生時代の環濠集落跡、縄文時代の貝塚といった複数の遺跡からなる下寺尾西方地区周辺の遺跡群。一部が国の史跡に指定されている。

17) 古代の相模国高座郡の役所である高座郡衙跡や、古代寺院である下寺尾廃寺、さらに関連する遺跡からなる飛鳥・奈良・平安時代の官衙遺跡群。平成27(2015)年3月10日に国の史跡に指定。

18) 弥生時代中期後半に當まれた環濠集落跡。2本の環濠（集落を囲う大きな溝）が確認されており、外側の環濠は南関東最大級の規模をもつ。高座郡衙と同位置で確認されている。平成31(2019)年2月26日に国の史跡に指定。

19) 本市の全域を建物のない博物館と見立てて、文化、歴史、自然、産業、商業、公共施設、人材等を幅広く抽出し（これらを都市資源と呼ぶことにした。）調査・研究し、それぞれが有する意味や魅力を整理して広く周知する一方、相互に関連づけて活用を図ることによって、茅ヶ崎を取り巻く様々な課題の解決につなげ、ひいてはまち全体の活性化を図ろうとする事業。

20) 昭和57(1982)年に市重要文化財に指定された建物。幕末の大型民家の特徴をよく備え、良質の材料を使っており、改造が少なく、建築の過程が分かる記録が残っていることが評価されている。平成29(2017)年に景観重要建造物に指定されている。

21) 昭和46(1971)年に市重要文化財に指定された建物。幕末の農家の作りをよく備え、改造が少ない。また、建築の過程が分かる記録が残っていることが評価されている。平成29(2017)年に景観重要建造物に指定されている。

22) 子ども会活動や地域の行事などで、ボランティアで主に小学生に対しゲームや野外活動等の指導をする青少年リーダー。

## 1－4 計画の範囲と位置づけ

本計画の範囲は、学校教育及び社会教育の分野とします。また、本計画は総合計画が目指す将来都市像の実現のため、総合計画の政策目標1及び4を担っています。

具体的な事業は、総合計画実施計画に位置づけ、実施していきますが、位置づけにあたっては、政策目標1及び4に限らず、全ての政策目標を意識し、事業内容を検討します。また、本市の財政状況を踏まえ、教育施策の見直しを行いながら、具体的な施策を進めていきます。

**将来都市像 美容と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎**

### (政策目標)

**1 子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち**

**2 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち**

**3 共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らせるまち**

**4 誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち**

**5 豊かな自然と共に存し、心地よい生活環境のあるまち**

**6 安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち**

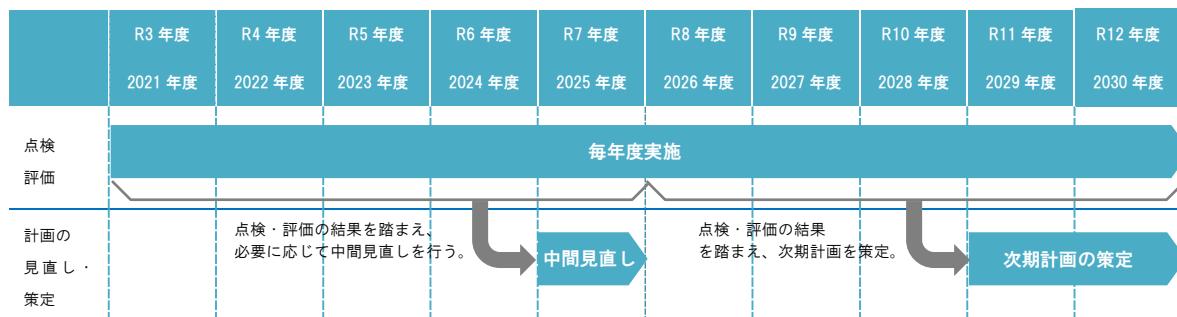
**7 利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち**

将来都市像の実現に向けた行政経営

茅ヶ崎市総合計画の将来都市像と政策目標

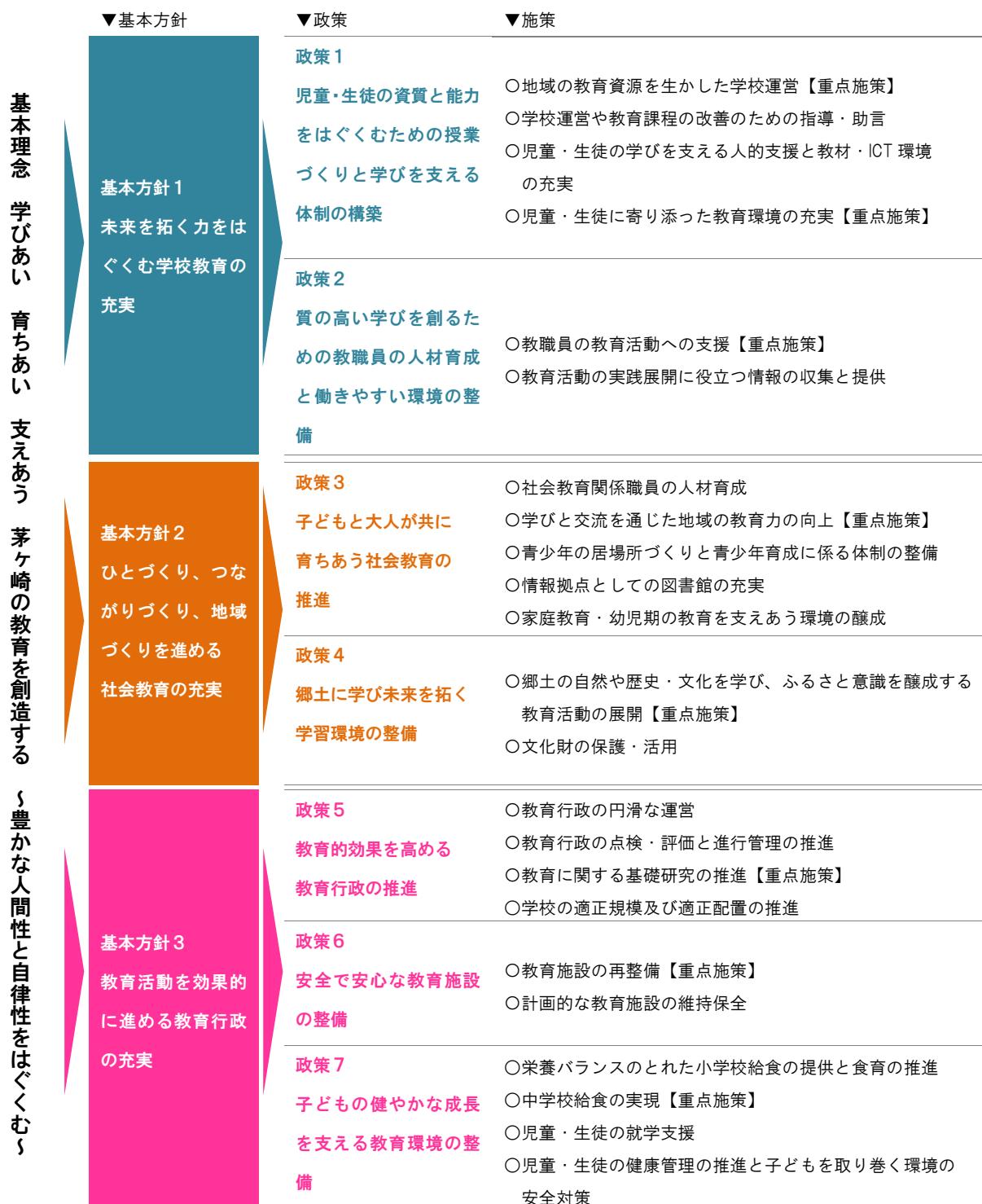
## 1－5 計画期間

令和 3（2021）年度を初年度とし、令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。計画の進行管理と一体的に行う点検・評価<sup>8)</sup>を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、また、次期計画を策定します。



## 1－6 計画の体系図

前計画の検証等を踏まえ、本計画の体系図を、下図のとおりとしました。基本理念に基づき、学校教育、社会教育及び教育行政に関する基本方針を定め、7つの政策と23の施策を位置づけます。また、政策ごとに市長部局と連携する施策を位置づけます。



## 1－7 基本理念と基本方針

### 基本理念

#### 学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する ～ 豊かな人間性と自律性をはぐくむ～

人は、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期を生きる中で、家庭、地域、学校、自然環境、郷土の歴史などから様々なことを学び、経験し、人格の完成を目指し、成長し続けます。

また、人は自分ひとりで学び、経験しているのではなく、子どもは大人や他の子どもから学び、時には大人も子どもから学ぶなど教育に関わる人たちが共に学びあい、支えあいながら、成長していきます。

人が人としてより良く成長していくために、教育に関わる人たちが、「自分たちができる進めよう」「それが進める協力しよう」という思いをもち、それぞれの立場や役割を認めあい、共に成長しようとする姿勢が必要です。

本市では、多様化する社会課題に対し、福祉、防災、環境、まちづくりなど様々な分野の力を生かし、連携しながら、より良い社会を構築していくとしています。教育行政と様々な分野の連携をより一層深めることで、教育が果たす役割と可能性は大きくひろがります。

教育に関わる人たちが、このことを意識し、教育に関わる取り組みを進めため、本計画の基本理念を「学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する～豊かな人間性<sup>7)</sup>と自律性<sup>8)</sup>をはぐくむ～」とします。

本市では、学校教育と社会教育を中心に、他を思いやる心や感動する心など「豊かな人間性<sup>7)</sup>」と、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し解決していくことができる「自律性<sup>8)</sup>」をはぐくみます。

## 3つの基本方針

基本理念のもと、「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」「ひとつづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」の3つの基本方針を定め、学校教育と社会教育を中心に具体的な教育施策を進めます。全ての基本方針において、個人の成長を促す、交流を通して互いが育ちあう、そうした教育を教育に関わる人たちと組織が支えあうことを常に念頭において施策を展開します。

### 基本方針1 未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実

学校は、一日の多くの時間をそこで過ごす子どもたちが、自ら考え、判断し、表現するために必要な知識や技能を身に付け、人間性や自律性をはぐくむ学びの場です。

児童・生徒が、「もっと学びたい」と思えるよう、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業づくりを進めるとともに、教職員の人材育成と働く環境の改善を進めます。多様な人との出会いや様々な経験を通じ、児童・生徒の「確かな学力<sup>23)</sup>」「豊かな人間性<sup>7)</sup>と自律性<sup>8)</sup>」「健やかな体」をはぐくみ、自分の人生や未来の社会を切り拓くための「生きる力<sup>24)</sup>」を伸ばします。

### 基本方針2 ひとつづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実

人は、学齢期だけでなく生涯にわたって学び、成長し続けることで人格を形成します。社会教育は、学校、家庭、地域、教育関係機関及び教育関係者等をつなぎ、様々な活動へ参加するきっかけをつくる役割を担います。

歴史、自然、文献、人材など様々な教育資源を最大限に生かし、子どもから大人までが共に楽しく学びあい、豊かな人間性<sup>7)</sup>と自律性<sup>8)</sup>、地域社会をつくるための力をはぐくむ社会教育を展開します。また、家庭教育と幼児期の教育を支援します。

### 基本方針3 教育活動を効果的に進める教育行政の充実

教育委員会は、教育に関する調査・研究とそれを生かした教育施策の企画立案や執行を行うとともに、地域、学校などが主体となった教育活動を支援しています。

教育委員会の円滑な運営を行い、学校教育と社会教育を推進するために必要な基礎研究、施策の企画立案及び教育施設の整備など、豊かな人間性<sup>7)</sup>と自律性<sup>8)</sup>をはぐくむために必要な教育施策を推進します。

## 1－8 基本方針別の重点施策

豊かな人間性<sup>7)</sup>と自律性<sup>8)</sup>をはぐくむ教育を進めるため、基本方針別に重点的に進める施策は、次のとおりとします。重点施策は計画期間 10 年間で本市教育委員会として、優先度の高い施策を位置づけます。

### 1) 基本方針1の重点施策

#### ○地域の教育資源を生かした学校運営

コミュニティ・スクール<sup>13)</sup>（学校運営協議会制度）の導入に向け、研究を深め、学校、保護者や地域住民が共に知恵を出しあい、地域の交流や学びの拠点となる学校を実現します。

また、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用する教育活動を支援します。

#### ○児童・生徒に寄り添った教育環境の充実

全ての小・中学校に特別支援学級を整備し、特別な配慮を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整えるとともに、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育<sup>14)</sup>を推進します。

また、関係機関との連携強化や教育相談のより一層の充実を図るなど、児童・生徒及び保護者への支援体制を構築します。児童・生徒間のトラブルの未然防止、いじめ問題など児童・生徒を取り巻く課題や児童・生徒が抱える問題を早期に発見・解決を図るとともに、不登校の児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を整えます。

#### ○教職員の教育活動への支援

児童・生徒の学びの質の向上を目指し、適正な人材を確保するとともに、教職員の育成や計画的な配置を行います。

また、教職員の意識改革を進めるとともに、勤務条件の整備など働き方の見直し<sup>25)</sup>を進め、教職員が教育活動に専念できる体制を整備します。

### 2) 基本方針2の重点施策

#### ○学びと交流を通じた地域の教育力の向上

地域、関係団体や市長部局等と連携し、子どもから大人までが共に楽しく学び、交流する機会を通じて、青少年育成や地域の教育力<sup>26)</sup>向上につなげます。

また、公民館、図書館などを拠点に様々な分野（自然、防災、福祉、地域の伝統文化など）に関して学び、体験する機会を提供します。

## ○郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開

(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館<sup>27)</sup>の整備、旧和田家住宅<sup>20)</sup>・旧三橋家住宅<sup>21)</sup>、藤間家住宅主屋<sup>28)</sup>及び下寺尾遺跡群<sup>16)</sup>(下寺尾官衙遺跡群<sup>17)</sup>及び下寺尾西方遺跡<sup>18)</sup>)等の保存活用・整備を進め、茅ヶ崎の自然や歴史・文化を学ぶ教育活動を展開します。

また、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業<sup>19)</sup>で、都市資源を活用した教育活動を市民との協働により展開し、市民のふるさと意識を醸成します。

### 3) 基本方針3の重点施策

#### ○教育に関する基礎研究の推進

教育に関する調査・研究を進め、学校教育、社会教育、家庭教育に関する課題などを把握し、その成果を教育に関する政策立案や学校教育、社会教育の場で活用します。

#### ○教育施設の再整備

耐用年数をむかえる学校施設及び社会教育施設の建て替えや長寿命化を進めます。建て替えや長寿命化などにあたっては、ユニバーサルデザイン<sup>29)</sup>に配慮した施設づくりを進めるとともに、教育施設の複合化など教育施設が地域の交流や学びの拠点となる施設づくりを検討します。

また、市民に愛される教育施設を目指し、地域住民参加による施設づくりを進めます。

#### ○中学校給食の実現

安全で安心な栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、給食を通して、適切な栄養の摂取や望ましい食習慣を身につけるため、中学校給食の実施に向けた取り組みを進めます。

- 23) 基礎的・基本的な「知識や技能」に加えて、「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力など」を含めた幅広い学力のこと。
- 24) 学校教育で子どもたちに身につけさせたい力の総称のこと。文部科学省が提唱しているもので、知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決するなどの「確かな学力」、他人を思いやったり、感動したりするなどの「豊かな人間性」、たくましく生きるために「健やかな体(健康・体力)」などから構成されている。
- 25) 教職員の働き方改革については、平成31年1月25日に、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が取りまとめられた。答申に基づき、国では、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の策定など教職員の勤務時間管理の徹底、ストレスチェックや休日の確保など健康管理に関する取り組み、教職員の意識改革を行っている。
- 26) 地域社会に存在する、あらゆる人、物、自然、文化等の教育資源が子どもたちの学びにおいて、優れた影響を与えることを指す。
- 27) 茅ヶ崎市文化資料館整備基本計画に基づき、整備している博物館。淨見寺の北側に位置する場所に移転するため、平成28(2016)年から移転整備に着手し、令和4(2022)年度に開館予定。
- 28) 大正12(1923)年の関東大震災で家屋を損壊した藤間家が、昭和7(1932)年に建築した住宅。日本の建築に洋風文化を取り込むなど大正・昭和を代表する建築家であった西村伊作の作風の一端を示す近代住宅。なお、建設時の図面や書類が残っており、設計は西村建築株式会社、棟梁は石井兼吉であることが分かっている。平成27(2015)年3月26日に国の登録有形文化財に登録された。
- 29) 年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能のように、利用者本位、人間本位の考え方方に立って、快適な環境とするようデザインすること。



## 第2部

### 基本方針別の施策

## 2-1 基本方針1

### 「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」

#### 政策1 児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築

政策1では基本方針1を踏まえ、学習活動の基本となる授業づくりと学びを支える支援体制、学校経営に関わる施策を推進します。

##### 1) 現況

学習指導要領<sup>1)</sup>や全国学力・学習状況調査等の結果に基づき、授業などを通じて児童・生徒の資質・能力<sup>2)</sup>（知識や技能、思考力・判断力・表現力など、学びに向かう力や人間性など）をはぐくむため、指導主事<sup>3)</sup>が計画訪問<sup>4)</sup>や校内研究会<sup>5)</sup>などで学校を訪問し、授業改善や学校運営の支援を行っています。

学校では、児童・生徒が、社会の動向に学び、人生の可能性を広げるために、教科学習や総合的な学習の時間などで様々な教育資源（ひと・もの・こと）などを活用した教育活動を展開しています。

また、児童・生徒が安心して楽しく学校生活を送れるように、児童・生徒の学校生活を支えるため、ふれあい補助員<sup>6)</sup>等の配置や教育相談の体制を整えています。

図1のとおり、児童が学習したいと思う割合は、9割程度、生徒については、7割程度となっています。

図2のとおり、学校生活で困ったことなどがあった場合に、先生や相談員が助けてくれると思っている児童・生徒の割合は徐々に増加しています。

- 1) 小学校・中学校・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその扱い、基本的な指導事項などを示したもの。文部科学大臣が告示し、教科書編集の基準にもなる。
- 2) 新学習指導要領では、資質・能力をはぐくむための3本柱を「知識や技能」、知識と技能を使う「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性等」としている。
- 3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。
- 4) 市教育委員会の指導主事が各学校に赴き、子どもや授業の様子を確認し、教職員の指導力向上のために指導・助言を行うこと。
- 5) 学校において、児童・生徒に教育のため、より良い授業づくりを目指した実践中心の教職員の共同研究活動。
- 6) 茅ヶ崎市立小・中学校の通常級・特別支援学級に在籍する配慮を必要とする児童・生徒が、学校生活を円滑に送るための補助支援を行う人材。

## 基本方針1 「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」の施策

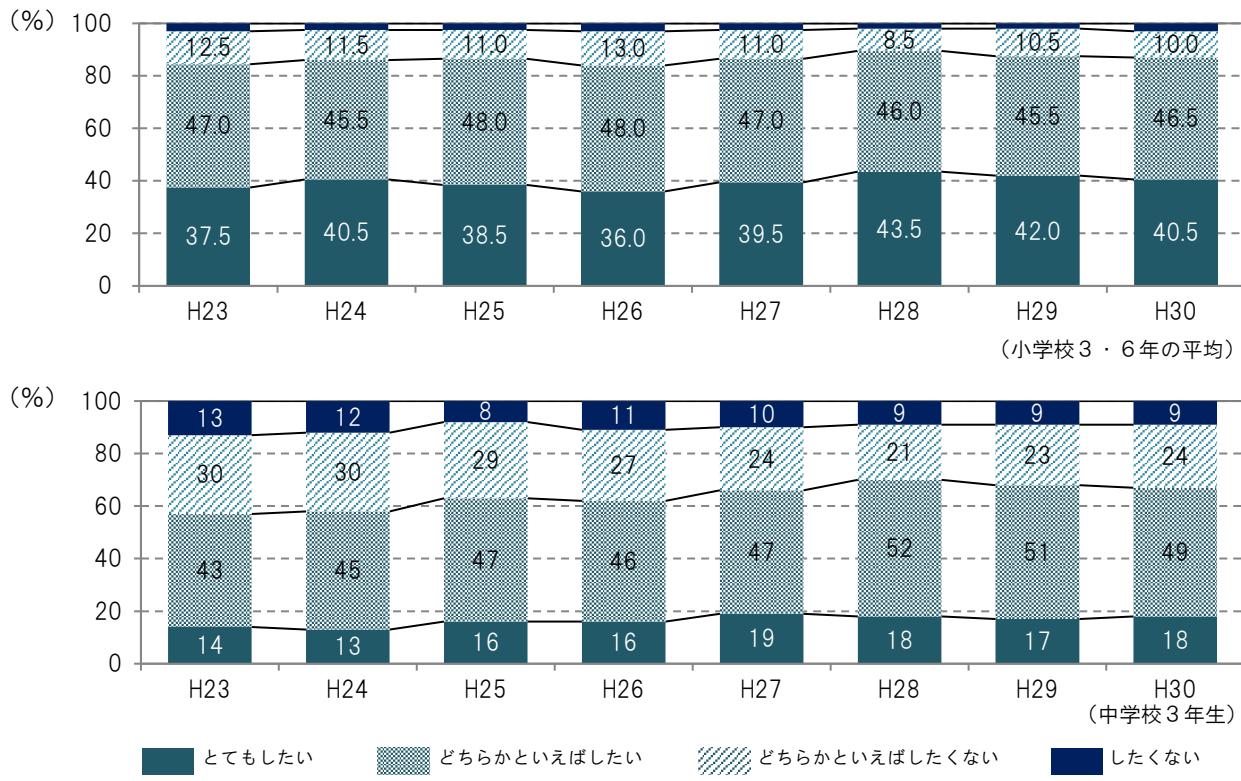


図1 もっと学習したいと思う割合

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

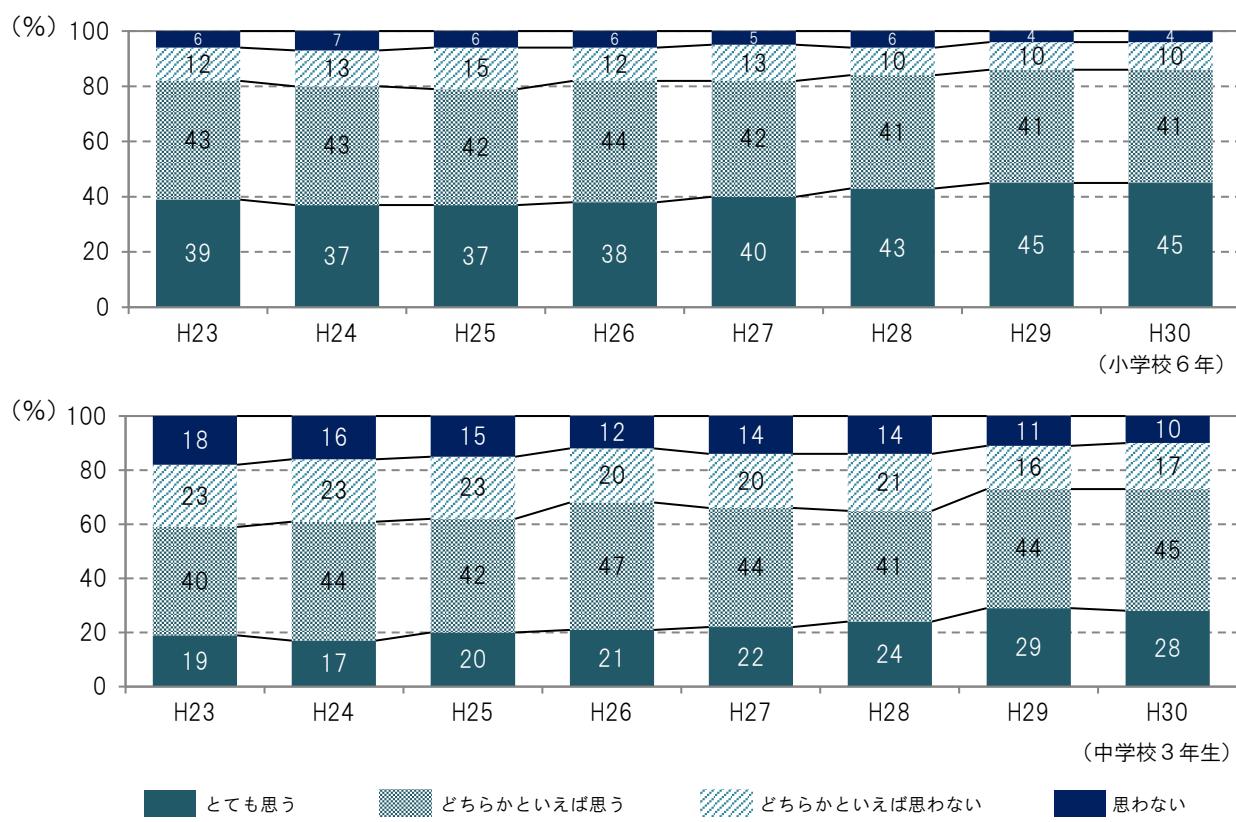


図2 学校生活で困ったことやトラブルが起きたとき、先生や相談員さんが助けてくれると思う割合

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

## 2) 施策

### 地域の教育資源を生かした学校運営（重点施策）

コミュニティ・スクール<sup>7)</sup>（学校運営協議会制度）の導入に向け、研究を深め、学校、保護者や地域住民が共に知恵を出しあい、地域の交流や学びの拠点となる学校を実現します。

また、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用する教育活動を支援します。

### 学校運営や教育課程の改善のための指導・助言

指導主事<sup>3)</sup>が、各学校を計画的に訪問し、児童・生徒の資質・能力を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を支援します。また、学校・学級運営、児童・生徒指導、その他の学校教育に関する事項について、指導・助言を行います。

### 児童・生徒の学びを支える人的支援と教材・ICT環境の充実

授業や部活動などを支えるための人的支援を行うとともに、小・中学校の授業で使用する教材やICT<sup>8)</sup>環境を充実します。ICT機器を効果的に活用した学習活動を行い、児童・生徒一人一人の情報活用能力の向上を図るとともに、情報モラルの指導を行います。

### 児童・生徒に寄り添った教育環境の充実（重点施策）

全ての小・中学校に特別支援学級を整備し、特別な配慮を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整えるとともに、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育<sup>9)</sup>を推進します。

また、関係機関との連携強化や教育相談のより一層の充実を図るなど、児童・生徒及び保護者への支援体制を構築します。児童・生徒間のトラブルの未然防止、いじめ問題など児童・生徒を取り巻く課題や児童・生徒が抱える問題を早期に発見・解決を図るとともに、不登校の児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を整えます。

7) 学校と保護者や地域住民等が共に知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させ、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づいた仕組み。

8) Information and Communication Technologyの略で、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。IT（Information Technology）の「情報」に加えて「コミュニケーション」（共同）性が具体的に表現されている点に特徴がある。ICTとは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現であるといえる。

9) 共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが、同じ場で共に学び、共に育つことを追求していくこと。

### 3) 市長部局との連携

#### 様々な資源と分野を学ぶ機会の創出

教科学習や総合的な学習の時間などで活用できる教育資源（ひと・もの・こと）を提供し、児童・生徒が環境、福祉、都市計画、芸術、スポーツ、経済などを学ぶ機会を創出します。

#### 地域とともにある学校づくり

地域住民や市長部局と学校運営の方向性等を共有し、授業づくりや学校運営など学校の教育活動を支援します。

### 4) 政策の効果を確認する指標

児童・生徒の学ぶ意欲や学校生活における児童・生徒のサポート体制を次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

| 指標   | 根拠資料              |
|--|-------------------|
| 学校で色々なことが分かるようになることが楽しいと思う割合 (%)               |                   |
| もっと学習したいと思う割合 (%)                              |                   |
| 学級の友だちと一緒に学習することが楽しいと思う割合 (%)                  | 茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査 |
| 授業が分からなくなったとき、先生や友だちが助けてくれると思う割合 (%)           |                   |
| 学校生活で困ったことやトラブルが起きたとき、先生や相談員さんが助けてくれると思う割合 (%) |                   |

## 政策2 質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備

政策2では基本方針1を踏まえ、教職員の教育活動を支えるとともに、働き方の見直しに関わる施策を推進します。

### 1) 現況

教職員が教育活動に専念できるよう、部活動の休養日を週2日以上設けるなど教職員の働き方の見直し<sup>10)</sup>を進めています。

また、質の高い授業づくりが進められるよう、研修等の場を提供しています。

図1のとおり、毎年度、教職員が研修に約2,000人が参加しています。また図2に示すとおり、教職員のための研修・講座開催で行ったアンケート調査によると、研修・講座で得たことを実際の授業づくりに生かそうという意識が高まっています。

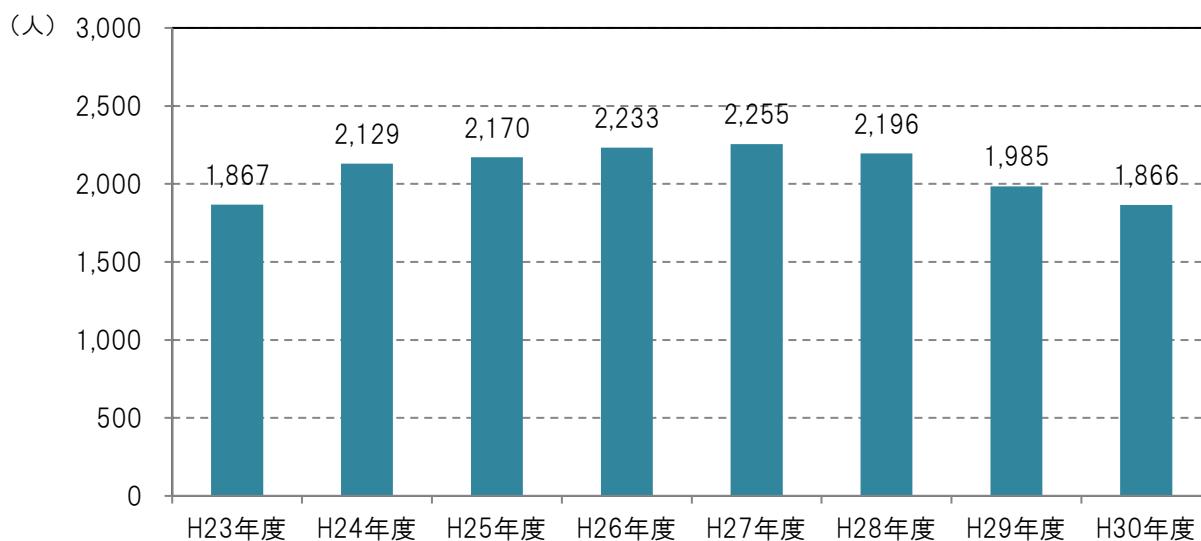


図1 教職員の研修参加者数(人)

出典：茅ヶ崎市教育センター

10) 教職員の働き方改革については、平成31年1月25日に、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられた。答申に基づき、国では、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の策定など教職員の勤務時間管理の徹底、ストレスチェックや休日の確保など健康管理に関する取り組み、教職員の意識改革を行っている。

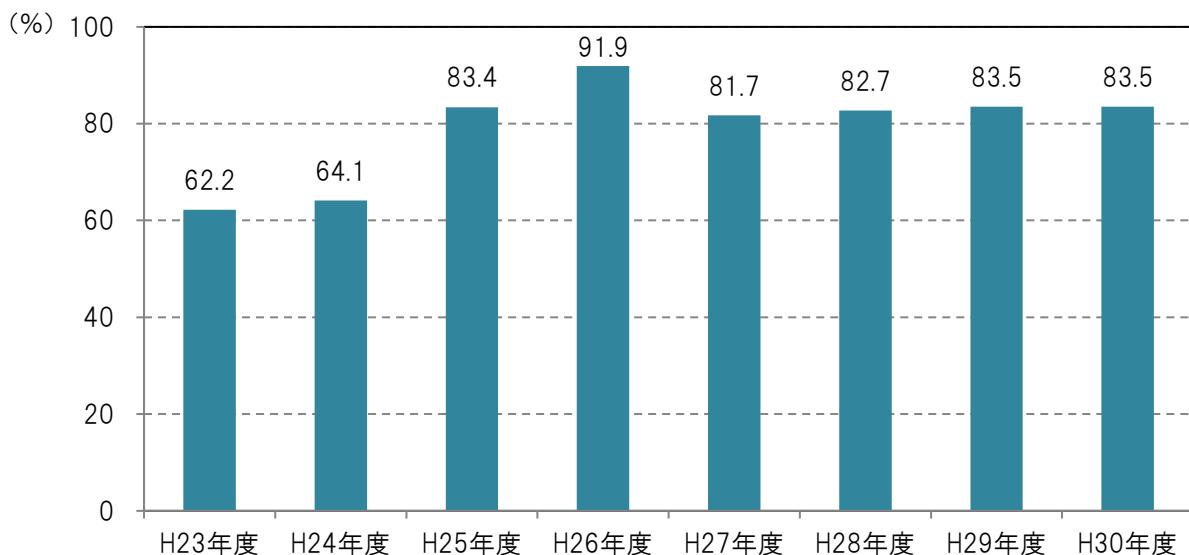


図2 研修・講座に参加して効果があると感じ、実践しようと思う教職員の割合 (%)

出典：茅ヶ崎市教育センター

## 2) 施策

### 教職員の教育活動への支援（重点施策）

児童・生徒の学びの質の向上を目指し、適正な人材を確保するとともに、教職員の育成や計画的な配置を行います。

また、教職員の意識改革を進めるとともに、勤務条件の整備など働き方の見直し<sup>10)</sup>を進め、教職員が教育活動に専念できる体制を整備します。

### 教育活動の実践展開に役立つ情報の収集と提供

教育関係機関等との連携等により、教育活動の実践展開に役立つ情報を収集し、教職員の教育活動に活用できる情報を積極的に提供します。

## 3) 市長部局との連携

### 地域の教育資源や市長部局と連携した事例を学ぶ機会の創出

教職員向けに地域の人材、歴史、まちづくり及び市長部局と連携した学習事例を学ぶ機会を提供し、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用した教育活動を促進します。

## 第2部 基本方針別の施策

### 基本方針1 「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」の施策

#### 4) 政策の効果を確認する指標

教職員の研修機会等が創出されているかを、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

| 指標   | 根拠資料     |
|--|----------|
| 研修・講座に参加して効果があると感じ、実践しようと思う教職員の割合(%)               |          |
| 「子どもの育ち」をテーマとした教育職員対象講座の参加者のうち、自ら実践したいと思う参加者の割合(%) | 教育センター調べ |
| 教職員の研修参加者数(人)                                      |          |

## 2-2 基本方針2

### 「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める

#### 社会教育の充実」

#### 政策3 子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進

政策3では基本方針2を踏まえ、社会教育関係職員の育成、青少年の育成及び多世代の学びの機会の提供に関わる施策を推進します。

##### 1) 現況

教育委員会では様々な社会教育事業を企画立案するために社会教育関係職員の人材育成を行っています。

また、公民館では、子育て支援、健康など現代の課題や地域課題をテーマとした講座・講演会や、学校と連携し、夏休み事業などの学習プログラムを通じて、多世代との交流や学びあう機会を提供しています。

青少年育成に関しては、青少年の居場所として小学校ふれあいプラザ<sup>11)</sup>の設置や自然体験教室事業など多様な体験を通じて、青少年の健全な育成に努めています。青少年会館では、夏休みに工作・陶芸や手作りおもちゃなどの様々な体験をする教室、施設見学会などを実施しています。茅ヶ崎公園体験学習センターでは、星の観察会やはまかぜ菜園づくり講座など多世代が交流する事業を展開しています。

図書館事業では、「茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックスター事業や、子どもの発達段階に応じたおはなし会及び読み聞かせボランティアを養成するための講習会などを実施しています。

また、図書館本館・分館以外で図書の貸出を行えるように公民館やハマミーナなどに図書室や配本所を設置しています。

図1に示すように、年度で開催回数は異なりますが、平均して年間で延べ90人以上の社会教育関係職員が研修に参加しています。

また、図2及び図3に示すように、公民館では市人口に対する利用者の割合が約100%に推移し、青少年会館では平均して約40%に推移するなど、安定して施設が利用されています。図書館資料の貸出状況については、図4に示すように、公民館等に設定している図書室や配本所の利用の割合が増加しています。

11) 放課後の小学校施設を利用した、小学生の安全な居場所、遊び場を確保し、異年齢児童間の交流の促進や自主性・創造性を養うことを目的とした事業。運営委員会に委託し、学校・地域・保護者等と連携して実施する。

## 第2部 基本方針別の施策

### 基本方針2 「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」の施策

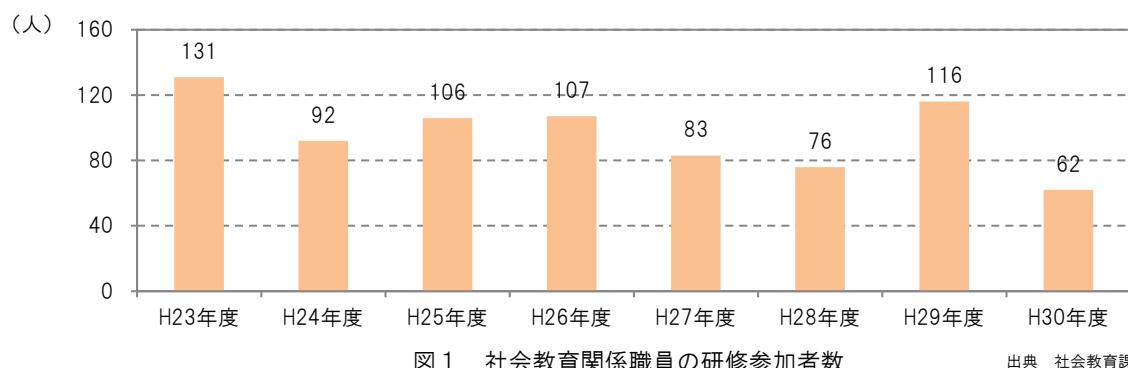


図1 社会教育関係職員の研修参加者数

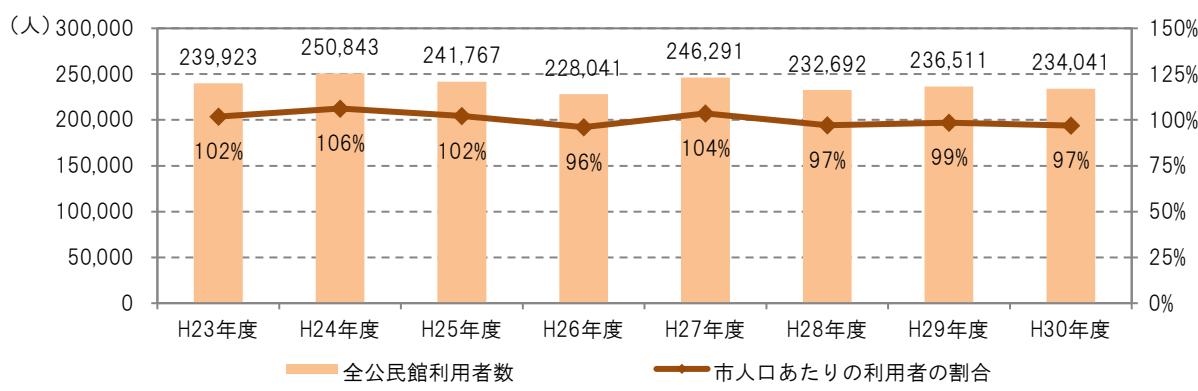


図2 市人口当たりの公民館の利用の割合

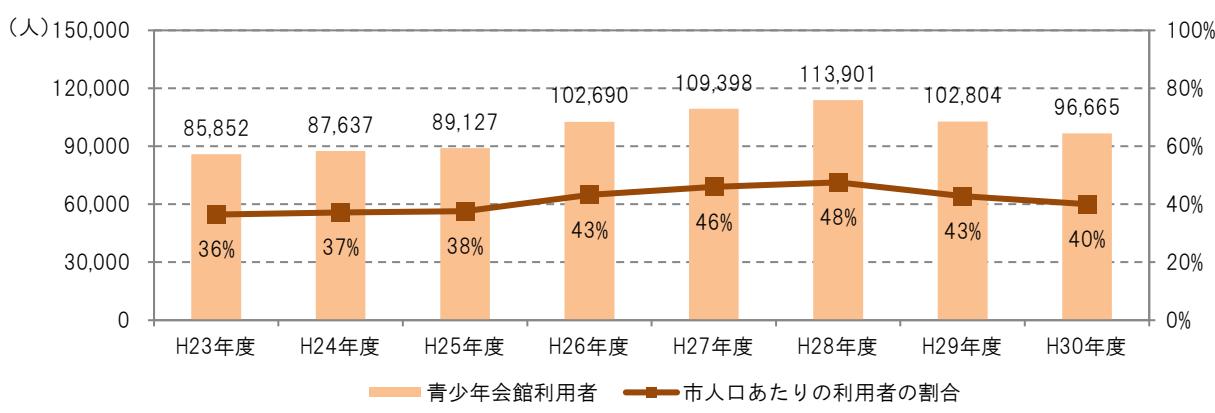


図3 市人口当たりの青少年会館の利用の割合

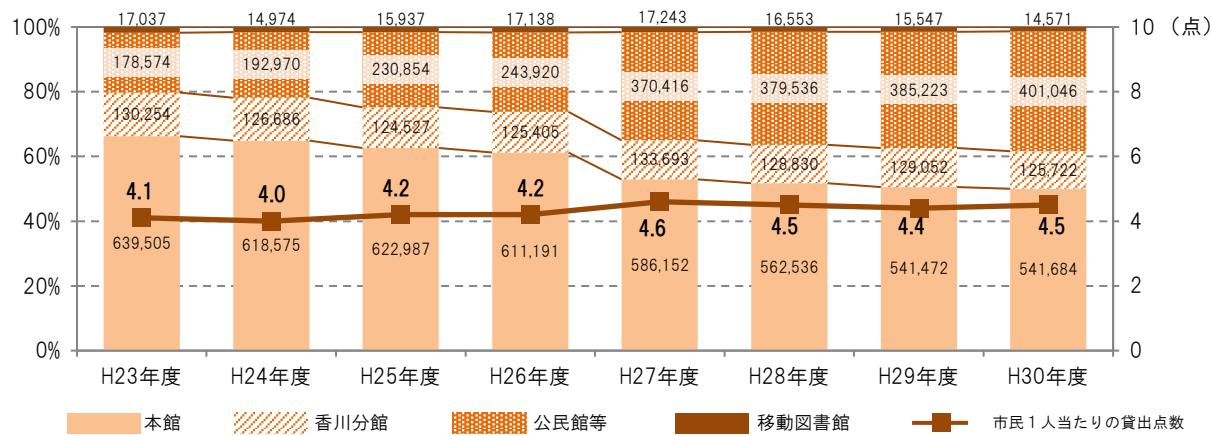


図4 各館別の貸出点数と図書館資料の市民1人当たりの貸出点数

## 2) 施策

### 社会教育関係職員の人材育成

家庭教育支援や社会的要請課題（環境、防災、人権、国際化、子育て支援など）に対応した学習プログラムなどの社会教育活動が推進されるよう、社会教育関係職員<sup>12)</sup>の資質向上を図ります。

また、地域と学校の連携をより一層深めるために、社会教育主事<sup>13)</sup>などの育成や地域と学校が相互に連携しながら教育を進めていく体制の整備を検討します。

### 学びと交流を通じた地域の教育力の向上（重点施策）

地域、関係団体や市長部局等と連携し、子どもから大人までが共に楽しく学び、交流する機会を通じて、青少年育成や地域の教育力<sup>14)</sup>向上につなげます。

また、公民館、図書館などを拠点に様々な分野（自然、防災、福祉、地域の伝統文化など）に関して学び、体験する機会を提供します。

### 青少年の居場所づくりと青少年育成に係る体制の整備

小学校ふれあいプラザ<sup>11)</sup>や子どもの家など、青少年が安全で安心して学び・遊べる場や、青少年活動を発表する機会を提供します。

また、青少年育成推進協議会や子ども会などの団体や青少年育成に関わる方々に対する研修等を実施するなど、青少年の育成をサポートする人材を育成し、青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます。

### 情報拠点としての図書館の充実

市の情報拠点として、市民の学習活動等を支援し、高度化・多様化するニーズに応えることができるよう、幅広い資料・情報の収集と提供を行います。

また、レファレンスサービス<sup>15)</sup>や図書館システムを充実するなど、誰もが利用しやすい図書館を目指します。

### 家庭教育・幼児期の教育を支えあう環境の醸成

講座等を通じて、子どもの成長に応じた学習機会や子育て中の親などへの情報提供を充実するとともに、子ども、保護者、関係団体及び地域住民がつながり、交流する環境を充実します。

## 第2部 基本方針別の施策

基本方針2 「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」の施策

### 3) 市長部局との連携

#### 他分野と連携した楽しく創造性のある社会教育講座の実施

人口特性、都市構造及び地域活動など様々な視点から地域の状況を把握し、文化、環境、都市計画など他分野の職員との意見交換や連携した講座等を企画するなど、楽しく創造性のある社会教育講座をより一層充実します。

### 4) 政策の効果を確認する指標

公民館、図書館等が地域の交流施設として、教育の場として市民等に利用されているか、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

| 指標   | 根拠資料              |
|--|-------------------|
| 社会教育関係職員の研修参加者数（人）                             |                   |
| 社会教育主催事業・イベントの参加者数（人）                          | 社会教育課調べ           |
| 市人口当たりの公民館の利用の割合（%）<br>(公民館の利用者数／市人口)          |                   |
| 公民館を利用したことある児童・生徒の割合（%）                        | 茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査 |
| 市人口当たりの青少年会館の利用割合（%）<br>(青少年会館の利用者数／市人口)       |                   |
| 市人口当たりの体験学習センターの利用割合（%）<br>(体験学習センターの利用者数／市人口) | 青少年課調べ            |
| 青少年育成推進協議会主催「子ども大会」参加者数（人）                     |                   |
| 小学校ふれあいプラザの利用者数（人）                             |                   |
| 子どもの家の利用者数（人）                                  |                   |
| 市民1人当たりの貸出点数（貸出冊数／市人口）                         | 図書館調べ             |
| 図書館（分館、図書コーナーを含む）を利用したことのある児童・生徒の割合（%）         | 茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査 |
| 家庭教育と幼児期教育の支援に関する研修・講座の開催数（回）                  | 教育政策課調べ           |

- 12) 社会教育主事、社会教育嘱託職員のほか、社会教育課や青少年課に配属されている職員のこと。
- 13) 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担うもの。また、社会教育法第9条の4に規定する要件を満たすことで社会教育主事の資格を取得できる。
- 14) 地域社会に存在する、あらゆる人、物、自然、文化等の教育資源が子どもたちの学びにおいて、優れた影響を与えることを指す。
- 15) 利用者の学習や調査研究のために、どのような図書館資料（蔵書・CD-ROM・データベースなど）を利用すればよいのかを案内し、効率的な調査研究の支援を行うためのサービス。

## 政策4 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備

政策4では基本方針2を踏まえ、自然や歴史・文化等の教育資源を活用した地域発の学びを通して、教育活動や文化財保護に関する施策を推進します。

### 1) 現況

(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館<sup>15)</sup>については、整備基本計画を策定し、隣接する駒寄川の環境整備、事業用地の取得及び建築設計や展示設計を行い、開館に向けた準備を進めています。

また、同交流館に近接する民俗資料館（旧和田家住宅<sup>16)</sup>・旧三橋家住宅<sup>17)</sup>）については、耐震改修に向けた調査・設計を行い、適切な保存活用に向けた整備を進めています。

文化財保護の取り組みについては、茅ヶ崎市内の大切な文化財を後世に伝えるため、文化財指定、文化財パトロール及び埋蔵文化財の調査などを通じて、文化財の適切な保護を図っています。さらに、文化財保護意識の醸成を図るため、郷土芸能大会や文化財講演会、遺跡調査発表・展示会などの普及啓発事業を実施しています。

下寺尾遺跡群<sup>18)</sup>（下寺尾官衙遺跡群<sup>19)</sup>及び下寺尾西方遺跡<sup>20)</sup>は、国の歴史を語るうえで欠かせない遺跡として、国の史跡に指定されました。現在、保存のための公有地化や史跡の調査・研究を進め、学習会などを通じて公開普及を図っています。

市の史跡である藤間家屋敷跡と国登録有形文化財（建造物）である藤間家住宅主屋<sup>21)</sup>の調査・研究を進めています。

また、その価値を多くの方々に知っていただくとともに、活用に向けた検討を進めるために、民俗資料館として一部を公開しています。

ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業<sup>22)</sup>を市民と共に進め、市民のふるさと意識の醸成や茅ヶ崎の都市資源（自然や歴史、文化、産業、人材など）を調査・研究し、講座やまち歩き、季刊誌等を通じてその魅力を発信しています。

図1によると、文化資料館及び民俗資料館の利用者数は、博物館の整備に向けた準備に伴う事業整理により減少した一方で、図2では、文化財に関する講演などの参加者数は年間で約1,500人以上と、茅ヶ崎の歴史等を学びたいという需要があると考えます。そのため、(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館<sup>15)</sup>の開館を契機に新たな利用層の獲得に向け、市長部局、地域及び学校と連携した事業展開を検討しています。

## 第2部 基本方針別の施策

### 基本方針2 「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」の施策

第1部 教育基本計画について

第2部 基本方針別の施策

第3部 計画の進行管理

資料編

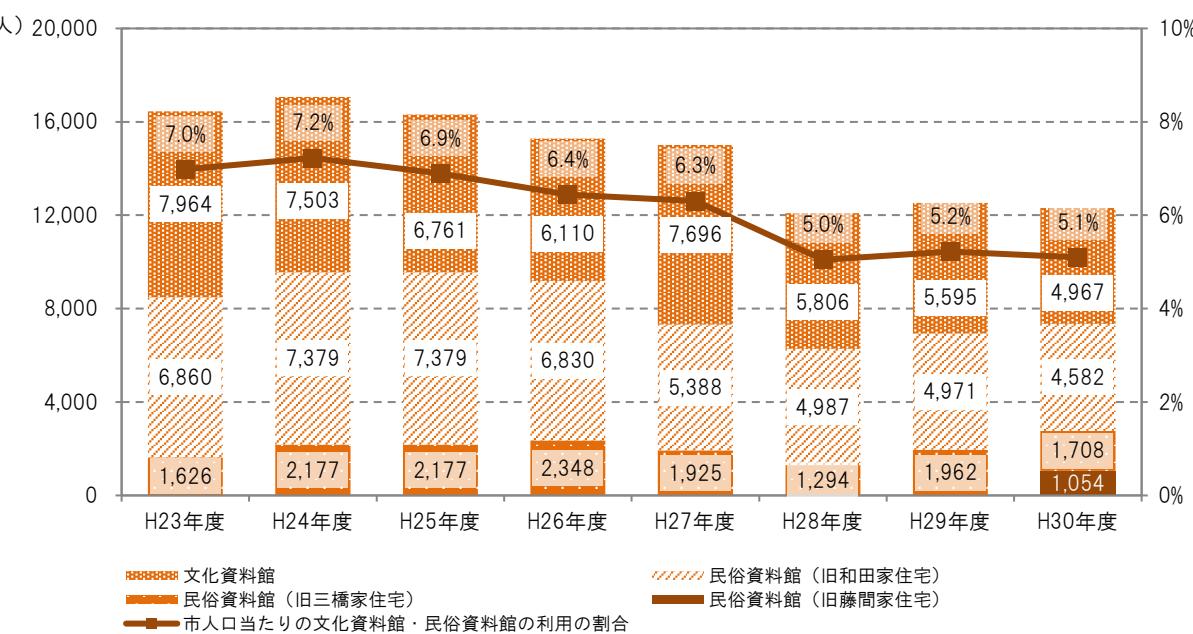


図1 市人口当たりの文化資料館・民俗資料館の利用の割合（文化資料館・民俗資料館利用者数／市人口）

出典 社会教育課

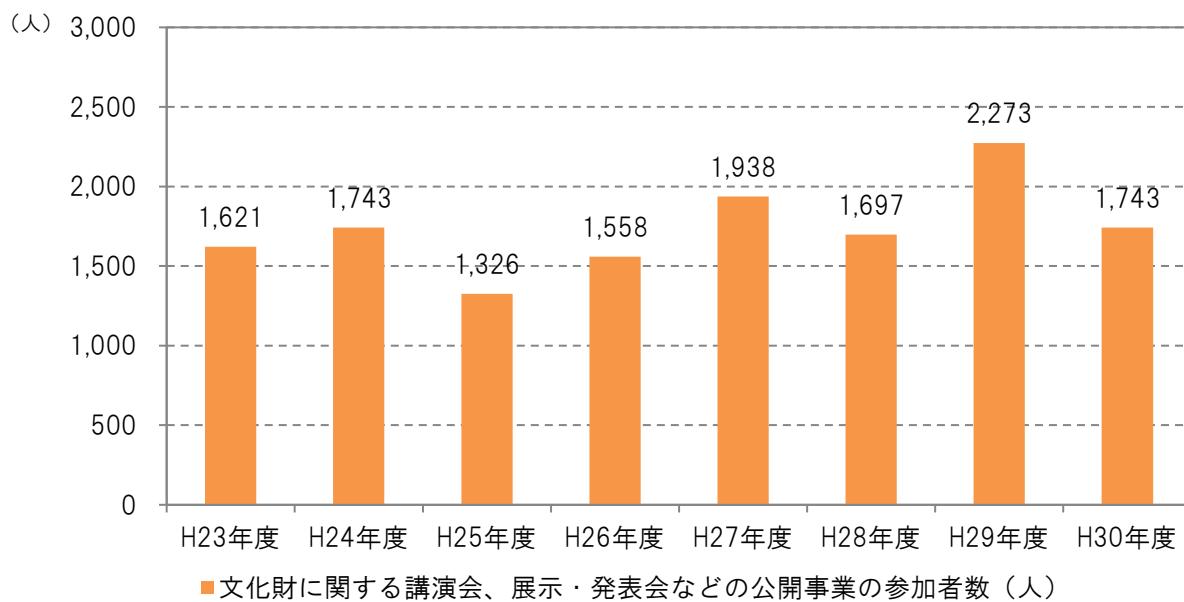


図2 文化財に関する講演会、展示・発表会などの公開事業の参加者

出典 社会教育課

## 2) 施策

### 郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開 (重点施策)

(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館<sup>15)</sup>の整備、旧和田家住宅<sup>16)</sup>・旧三橋家住宅<sup>17)</sup>、藤間家住宅主屋<sup>21)</sup>及び下寺尾遺跡群<sup>18)</sup>(下寺尾官衙遺跡群<sup>19)</sup>及び下寺尾西方遺跡<sup>20)</sup>)等の保存活用・整備を進め、茅ヶ崎の自然や歴史・文化を学ぶ教育活動を展開します。

また、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業<sup>22)</sup>で、都市資源を活用した教育活動を市民との協働により展開し、市民のふるさと意識を醸成します。

### 文化財の保護・活用

文化財の保護に向けて、市民と協働しながら、現地調査や資料収集を行うなど多様な保護活動を行うとともに、文化財の指定や文化財パトロールの実施など文化財の保存管理を行います。祭囃子<sup>23)</sup>(まつりばやし)や民謡など地域に伝わる郷土芸能などの無形の文化財についても、茅ヶ崎の歴史と文化を伝える大切なものとして保存し、後世に継承できるよう、後継者の育成を支援します。また、未指定の文化財についても、現況の把握と調査・研究に努めます。

埋蔵文化財については、開発等に伴う届出をもとに、確認調査等を実施し、それらの保護、保存を図るとともに、貴重な現存資料を適正に保管するための収蔵場所の確保と、活用できる環境の整備に努めます。茅ヶ崎の大切な文化財を後世に伝えるため、文化財講演会、遺跡調査発表及び展示会などの事業を展開し、文化財保護意識の普及と啓発を行います。

## 3) 市長部局との連携

### (仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館内にとどまらない博物館活動の展開

(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館<sup>15)</sup>で、市長部局が有する自然環境や歴史資料などを活用した教育普及活動を展開するとともに、他の文化施設などと協力した教育活動を展開します。

### 都市資源に関する情報の収集と活用

ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業<sup>22)</sup>を通じて、歴史、文化、自然、産業、人材等の都市資源に関する情報を収集し、まちづくり、観光などの施策に活用するために情報を共有します。また、市長部局と連携して都市資源を学ぶ機会を提供します。

## 第2部 基本方針別の施策

### 基本方針2 「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」の施策

#### 市長部局との連携による文化財の保護・活用

開発行為などの計画について、適切に文化財保護法に基づく手続きが行われるよう、市長部局と連携し情報共有を図り、茅ヶ崎市内に現存する埋蔵文化財が、開発行為などにより失われることを防ぎます。

また、茅ヶ崎市が所有する文化財の活用については、所管課と連携し、文化財の価値が守られるよう努めます。

#### 4) 政策の効果を確認する指標

文化資料館・民俗資料館の利用状況などを、次の項目で把握し、政策の効果を検証します。

| 指標   | 根拠資料    |
|--|---------|
| 市人口当たりの文化資料館・民俗資料館の利用の割合（%）<br>(文化資料館・民俗資料館利用者数／市人口) | 社会教育課調べ |
| 文化財に関する講演会、展示・発表会などの公開事業の参加者数（人）                     |         |
| ちがさき丸ごと発見博物館事業で開催した講座等の開催数(回)と受講者数(人)                | 社会教育課調べ |

※（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館の開館後は、同交流館の利用状況で政策の効果を検証します。

- 15) 茅ヶ崎市文化資料館整備基本計画に基づき、整備している博物館。浄見寺の北側に位置する場所に移転するため、平成28(2016)年から移転整備に着手し、令和4(2022)年度に開館予定。
- 16) 昭和57(1982)年に市重要文化財に指定された建物。幕末の大型民家の特徴をよく備え、良質の材料を使っており、改造が少なく、建築の過程が分かる記録が残っていることが評価されている。平成29(2017)年に景観重要建造物に指定されている。
- 17) 昭和46(1971)年に市重要文化財に指定された建物。幕末の農家の造りをよく備え、改造が少ない。また、建築の過程が分かる記録が残っていることが評価されている。平成29(2017)年に景観重要建造物に指定されている。
- 18) 古代の官衙関連遺跡や弥生時代の環濠集落跡、縄文時代の貝塚といった複数の遺跡からなる下寺尾西方地区周辺の遺跡群。一部が国の史跡に指定されている。
- 19) 古代の相模国高座郡の役所である高座郡衙跡や、古代寺院である下寺尾廃寺、さらに関連する遺跡からなる飛鳥・奈良・平安時代の官衙遺跡群。平成27(2015)年3月10日に国の史跡に指定。
- 20) 弥生時代中期後半に営まれた環濠集落跡。2本の環濠（集落を囲う大きな溝）が確認されており、外側の環濠は南関東最大級の規模をもつ。高座郡衙と同位置で確認されている。平成31(2019)年2月26日に国の史跡に指定。
- 21) 大正12(1923)年の関東大震災で家屋を損壊した藤間家が、昭和7(1932)年に建築した住宅。日本の建築に洋風文化を取り込むなど大正・昭和を代表する建築家であった西村伊作の作風の一端を示す近代住宅。なお建設時の図面や書類が残っており、設計は西村建築株式会社、棟梁は石井兼吉であることが分かっている。平成27(2015)年3月26日に国の登録有形文化財に登録された。
- 22) 本市の全域を建物のない博物館と見立てて、文化、歴史、自然、産業、商業、公共施設、人材等を幅広く抽出し（これらを都市資源と呼ぶことにした。）、調査・研究し、それぞれが有する意味や魅力を整理して広く周知する一方、相互に関連づけて活用を図ることによって、茅ヶ崎を取り巻く様々な課題の解決につなげ、ひいてはまち全体の活性化を図ろうとする事業。
- 23) 祭りの際に演奏される音楽のこと。

## 2－3 基本方針3

### 「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」

#### 政策5 教育的效果を高める教育行政の推進

政策5では基本方針3を踏まえ、教育委員会の運営、事務事業の進行管理及び教育施策の企画立案に資する調査・研究に関する施策を推進します。

##### 1) 現況

毎年度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、本市教育委員会は、茅ヶ崎市教育基本計画審議会にて教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行っています。

また、子どもたちの学習・生活状況に関する調査を実施するなど、教育施策の企画立案に関する基礎研究や講座を実施しています。

表1のとおり、神奈川県教育研究所連携研究発表大会では、研究活動で得られた知見を周知し、教育現場で活用するため、教科に関する研究やICTなどの活用に関する研究などを発表しています。

表1 神奈川県教育研究所連携研究発表大会 発表テーマ

|       | 発表テーマ  |
|-------|--|
| 平成26年 | 「茅ヶ崎の授業研究」～教職経験の短い教員の授業力向上に向けて～<br>「小学校と中学校の学びの連携」<br>「ICTを利用した授業づくり」～これからの茅ヶ崎スタイル～  |
| 平成27年 | 「他者との関わり・学び合いを大切にした授業づくり（国語）」<br>「学習観の転換」～算数・数学の本質的理解、思考重視の授業へ～<br>「子どもの学びと育ちを支える授業づくり」<br>「学校における不登校児童・生徒への支援」  |
| 平成28年 | 「質の高い学びをつくる授業研究」<br>「ICT活用の可能性と課題」<br>「家庭との連携を図った学習習慣の形成」～基礎学力をつける家庭学習～  |
| 平成29年 | 「インクルーシブな環境づくり」～支えあう学級づくり・授業づくり～<br>「子どもたちが自分の価値を自分で認められる学びの環境づくり」<br>「系統性を意識した児童のあり方について」～器械運動（マット運動）を通して～<br>「英語を通して育てるコミュニケーションスキル」～他者理解を目指した小中のつながり～ |
| 平成30年 | 「地域の子どもたちを支える新たな視点」～学習支援・居場所づくりを通じて～<br>「子どもをとりまくコミュニケーションツールの現状について」<br>「深い学びを支援するための授業づくり」～そのための「しきけ」の工夫～  |

出典：茅ヶ崎市教育センター要覧

## 第2部 基本方針別の施策

基本方針3 「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」の施策

### 2) 施策

#### 教育行政の円滑な運営

児童・生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう、災害、事件・事故、教育に係わる緊急事態などに対応する危機管理体制を整備し、様々な課題に対して、適時迅速かつ的確に意思決定を行います。

教育委員会事務局職員の学習機会の確保と政策の立案や推進に係る技能の向上を図ります。また、学校給食調理員<sup>1)</sup>、教育施設業務員<sup>2)</sup>などの人事管理を行うとともに、学校徴収金<sup>3)</sup>事務などの効率化に努めます。

#### 教育行政の点検・評価と進行管理の推進

教育委員会の事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、結果を踏まえた政策・事務事業の改善を進め、効率的・効果的な教育行政を推進します。

また、PDCA（計画→実行→点検・評価→改善）のサイクルに基づき計画の進行管理を行い、教育施策を計画的かつ効果的に進めます。

#### 教育に関する基礎研究の推進（重点施策）

教育に関する調査・研究を進め、学校教育、社会教育、家庭教育に関する課題などを把握し、その成果を教育に関する政策立案や学校教育、社会教育の場で活用します。

#### 学校の適正規模及び適正配置の推進

児童・生徒の教育環境や学校運営の改善に向け、学校及び地域住民などと連携し、学校の適正規模及び適正配置を進めます。

### 3) 市長部局との連携

#### 次世代育成のための情報交換や研修の実施

保育園、幼稚園及び小・中学校の教職員などとともに育成部など次世代育成に関する市職員との情報交換や、乳児期から学齢期まで連続した教育支援を進めるための研修や講座を開催します。

1) 学校給食を提供するために、給食の調理を行っている職員。学校栄養職員や栄養教諭の作成した献立をもとに、給食の調理を行っている。

2) 小・中学校で、学校施設管理や事務処理を行っている職員のこと。

3) 教育活動にかかる費用のうち教材費、修学旅行費、給食費、PTA会費など、保護者の方に負担してもらう経費のこと。

## 4) 政策の効果を確認する指標

教育に関する研究の活動状況を把握するため、調査研究員会<sup>4)</sup>で行われている研究の背景、内容及び研究で得られた知見を確認します。

| 指標                            | 根拠資料     |
|-------------------------------|----------|
| 調査研究員会の研究テーマ                  | 教育センター調べ |
| 調査研究等の成果の公表状況と調査研究発表会の参加者数（人） | 教育センター調べ |

4) 教育センターで実施している研究に携わるグループのこと

### 政策6 安全で安心な教育施設の整備

政策6では基本方針3を踏まえ、教育施設等の再整備や維持保全に関する施策を推進します。

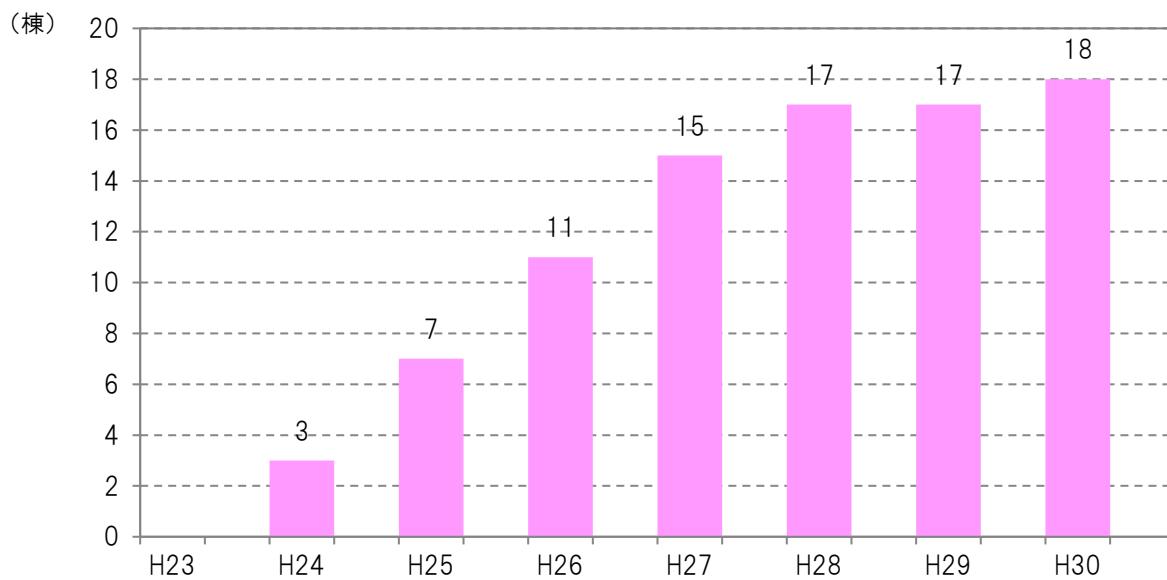
#### 1) 現況

快適な教育環境の整備を図るため、学校施設の大規模改修やトイレ改修などを行っています。

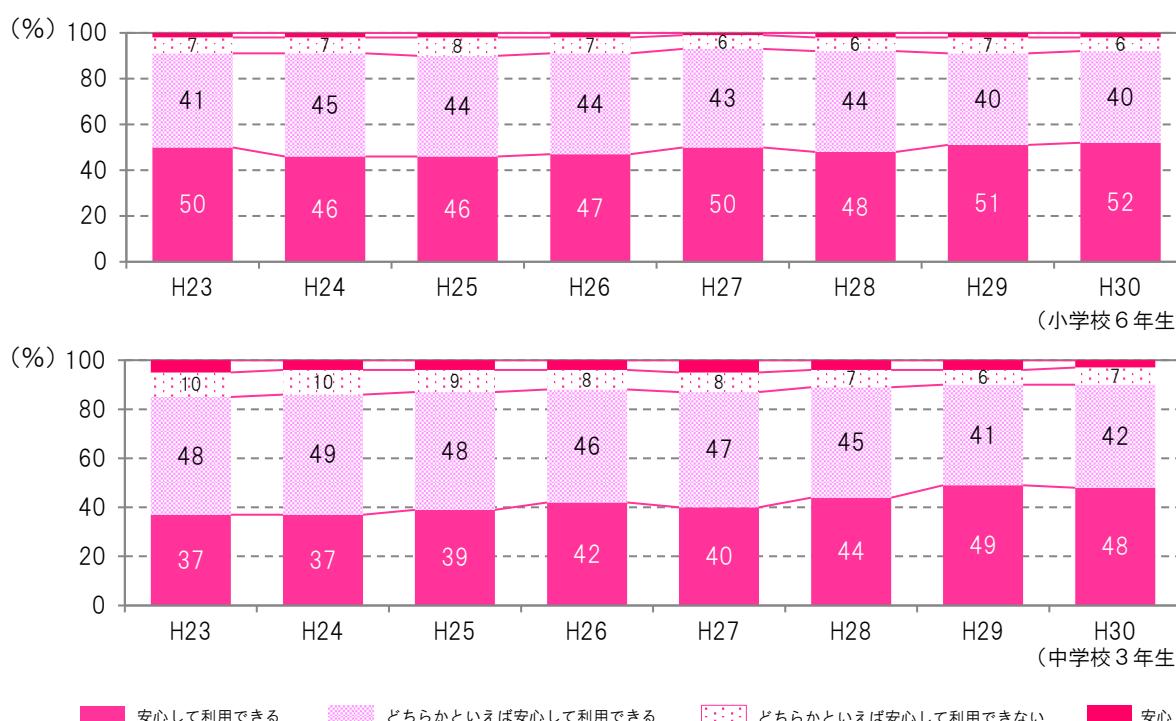
また、小・中学校全校の普通教室にエアコンの設置が完了したほか、防犯カメラの運用も開始しています。

教育施設の再整備については、平成29（2017）年に策定した茅ヶ崎市教育施設再整備基本方針に基づき、計画的に教育施設の再整備を進めるための検討を行っています。また、学校の遊具・体育器具の整備を進めています。

図1に示すように、前計画では学校施設の大規模改修を18棟完了したほか、トイレ改修を行っています。それに伴い、図2に示すように教育施設が安全に利用できると思う割合は徐々に増加しています。



出典：教育施設課



出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

图2 教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合 (%)

## 第2部 基本方針別の施策

基本方針3 「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」の施策

### 2) 施策の方向

#### 教育施設の再整備（重点施策）

耐用年数をむかえる学校施設及び社会教育施設の建て替えや長寿命化を進めます。建て替えや長寿命化などにあたっては、ユニバーサルデザイン<sup>5)</sup>に配慮した施設づくりを進めるとともに、教育施設の複合化など教育施設が地域の交流や学びの拠点となる施設づくりを検討します。

また、市民に愛される教育施設を目指し、地域住民参加による施設づくりを進めます。

#### 計画的な教育施設の維持保全

安全・安心で快適な教育環境の確保に向けて、教育施設の維持管理・点検などにより不具合箇所を早期に発見し、必要な修繕を計画的に行います。

### 3) 市長部局との連携

#### ユニバーサルデザイン<sup>5)</sup>に配慮した施設づくりと施設の複合化

教育施設の建て替えや長寿命化などにあたっては、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想に基づき、ユニバーサルデザイン<sup>5)</sup>に配慮した教育施設づくりを進めます。

また、施設の複合化にあたっては市長部局所管の施設との複合化も検討します。

### 4) 政策の効果を確認する指標

教育施設の改修等の進捗や児童・生徒の教育施設に関する意識を、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

| 指標                               | 根拠資料              |
|----------------------------------|-------------------|
| 教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合 (%) | 茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査 |
| 教育施設の再整備（大規模改修）の累計棟数（棟）          | 教育施設課調べ           |

5) 年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

## 政策7 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

政策7では基本方針3を踏まえ、学校給食、健康管理、保健衛生及び就学支援などに関する施策を推進します。

### 1) 現況

学校給食については、小学校全校に自校式による学校給食調理場の整備が完了し、温かい学校給食を提供するほか、栄養管理とアレルギーへの対応を行うとともに、給食だより等で意識啓発を行うなど食育に関する取り組みを推進しています。また、中学校給食導入の検討を進めています。

さらに経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し就学支援を行うほか、通学路などの安全対策や地域の方による登下校の見守り活動を支援しています。

表1に示すとおり、文部科学省が定めている学校給食摂取基準<sup>6)</sup>に対して、児童の推定摂取量は、概ね充足しています。

図1の地域の大人に見守られていると思う児童・生徒の割合は徐々に増加している傾向にありますが、図2で示すように登下校中の通学路が安全だと思う割合は横ばいに推移しています。

表1 学校給食摂取基準（小学校）に対する児童の推定摂取量

| 区分               | 単位   | 学校給食摂取基準<br>(R1時点) | 平成27年度        |       | 平成28年度        |       | 平成29年度        |       | 平成30年度        |       |
|------------------|------|--------------------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|
|                  |      |                    | 提供栄養量<br>(平均) | 推定摂取量 | 提供栄養量<br>(平均) | 推定摂取量 | 提供栄養量<br>(平均) | 推定摂取量 | 提供栄養量<br>(平均) | 推定摂取量 |
| エネルギー            | kcal | 641                | 640           | 615   | 641           | 612   | 643           | 615   | 648           | 620   |
| たんぱく質            | g    | 24.0               | 26.8          | 25.6  | 24            | 25.4  | 26.4          | 25.1  | 26.7          | 25.5  |
| 脂質               | g    | 21.0               | 22            | 21.2  | 21.5          | 20.9  | 22.1          | 21.2  | 22.2          | 21.3  |
| 食塩               | g    | 2.5                | 2.3           | 2.3   | 2.6           | 2.2   | 2.3           | 2.2   | 2.3           | 2.2   |
| カルシウム            | mg   | 350                | 322           | 311   | 350           | 303   | 316           | 301   | 311           | 294   |
| マグネシウム           | mg   | 78                 | 84            | 80    | 80            | 83    | 87            | 82    | 86            | 82    |
| 鉄                | mg   | 2.5                | 2.3           | 2.1   | 2.5           | 2.0   | 2.1           | 1.9   | 2.1           | 1.9   |
| 亜鉛               | mg   | 2.0                | 3.0           | 2.9   | 2.0           | 2.9   | 3.0           | 2.9   | 3.0           | 2.9   |
| ビタミンA（レチノール活性当量） | μg   | 172                | 273           | 260   | 170           | 249   | 264           | 252   | 251           | 239   |
| ビタミンB1           | mg   | 0.4                | 0.59          | 0.56  | 0.59          | 0.56  | 0.58          | 0.56  | 0.56          | 0.55  |
| ビタミンB2           | mg   | 0.4                | 0.57          | 0.54  | 0.56          | 0.54  | 0.56          | 0.53  | 0.55          | 0.53  |
| ビタミンC            | mg   | 20                 | 27            | 26    | 27            | 25    | 26            | 25    | 25            | 24    |
| 食物繊維             | g    | 5.0                | 5.1           | 4.8   | 5.0           | 5.0   | 5.0           | 4.4   | 4.6           | 4.3   |

6) 学校給食法第8条第1の規定に基づき、文部科学省が定めた学校給食実施基準。同基準については、定期的に改正される。

## 第2部 基本方針別の施策

### 基本方針3 「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」の施策

第1部 教育基本計画について

第2部 基本方針別の施策

第3部 計画の進行管理

資料編

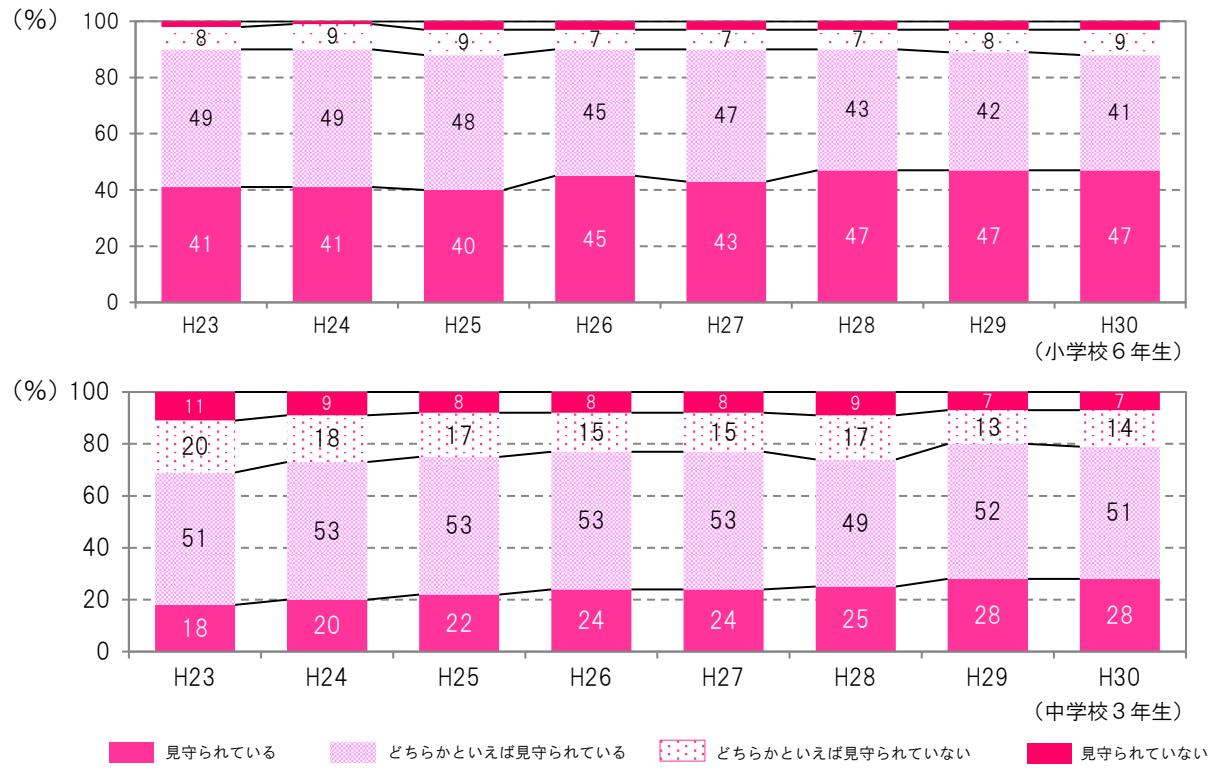


図1 地域の大人に見守られていると思う割合

出典：茅ヶ崎市立児童生徒意識調査

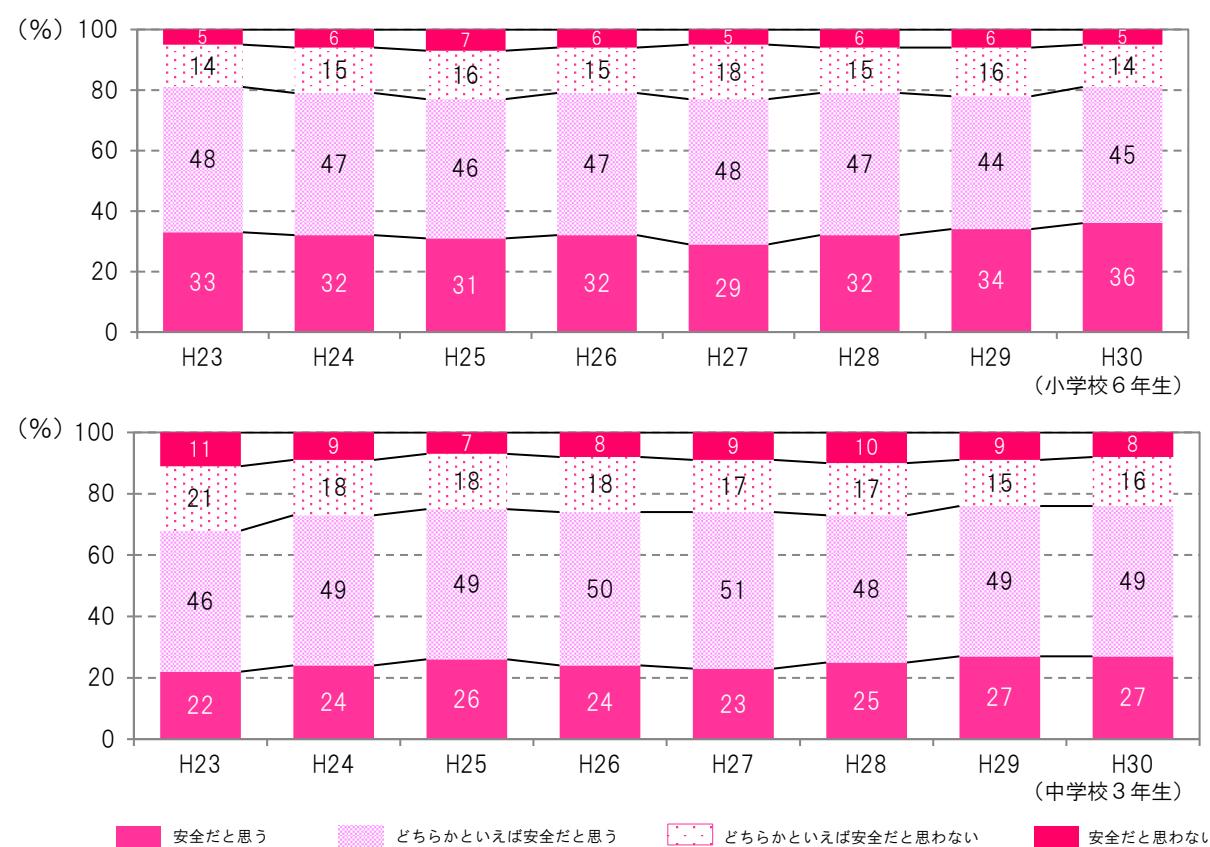


図2 いつも登下校している通学路が安全だと思う割合

出典：茅ヶ崎市立児童生徒意識調査

## 2) 施策

### 栄養バランスのとれた小学校給食の提供と食育の推進

食の安全や栄養バランスに配慮した質の高い小学校給食を提供するとともに、地産地消や食の大切さを伝える食育を推進します。

### 中学校給食の実現（重点施策）

安全で安心な栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、給食を通して、適切な栄養の摂取や望ましい食習慣を身につけるため、中学校給食の実施に向けた取り組みを進めます。

### 児童・生徒の就学支援

児童・生徒の転入学に係る事務を適正に進めます。また、経済的理由により、就学困難な児童・生徒に係る就学援助を行います。

### 児童・生徒の健康管理の推進と子どもを取り巻く環境の安全対策

児童・生徒の健康管理や保健衛生に係る事務を行います。また、学校生活における事故対策や有害情報の監視を進めるとともに、警察、道路管理者<sup>7)</sup>及び地域と連携し、通学路の安全対策を進めるとともに、見守り活動を支援します。

## 3) 市長部局との連携

### 通学路の交通安全対策と防犯対策の推進

市民安全部や建設部と連携し、通学路の安全点検やカーブミラー・防犯灯などの設置・更新など、通学路の安全性の向上のための取り組みを推進します。

### 子どもの未来応援対策の推進

子育て等に関する相談、学習支援及び経済的支援などを通じて、子どもの未来応援に関する取り組みを推進します。

7) 道路法第3章第1節に規定された道路を管理する主体のこと。茅ヶ崎市道は道路管理課が、県道及び一部の国道では神奈川県、県が管理する国道以外のものは国土交通省が管理主体となっている。

## 第2部 基本方針別の施策

基本方針3 「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」の施策

第1部 教育基本計画について

第2部 基本方針別の施策

第3部 計画の進行管理

資料編

### 4) 政策の効果を確認する指標

児童・生徒が、学校施設や通学路が安全であると感じているか、毎日の食事が十分に摂れているなどを、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

| 指標                         | 根拠資料              |
|----------------------------|-------------------|
| 学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量       | 学務課調べ             |
| 地域の大人に見守られていると思う割合 (%)     | 茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査 |
| いつも登下校している通学路が安全だと思う割合 (%) |                   |
| 学校内・登下校時の事故報告件数（件）         | 学務課調べ             |

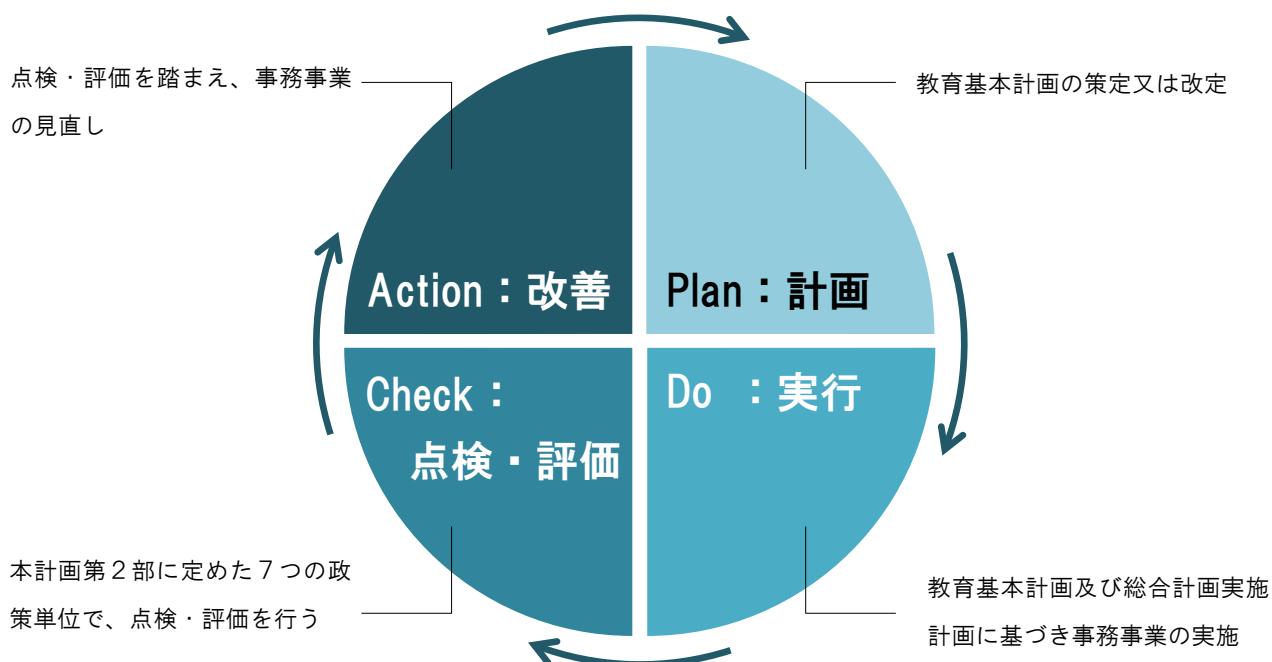
## 第3部

### 計画の進行管理

### 3-1 進行管理

本計画の進行管理は、毎年度実施する点検・評価と一体的に実施します。また、実施にあたっては、学識経験者の知見を活用します。

点検・評価の結果は、中間見直し（令和7年度）や次期計画策定（令和11・12年度）に活用します。なお、進行管理は1)～3)の視点を踏まえて行います。



教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価とは

教育委員会は毎年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、その権限に属する教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。

## 1) 進行管理の対象について

事業実施の効果は、単一の事業で現れるものではなく、複数の事業が関係して現れます。それを踏まえると、政策の評価は事業の単位で見るのでなく、政策の単位で進行管理をすることが適切であると考えます。

そこで、本計画の進行管理及び点検・評価は、「点検」と「評価」に分けて行います。「点検」は、施策に基づき定めた事業を着実に実施したかを点検します。「評価」は、政策単位で実施しますが、1年間で実施した事業の内容と指標の推移から、政策の効果を分析・考察します。併せて、市長部局と連携する施策の進捗を、中間見直し及び次期計画策定の時点で確認します。

### 市長部局の連携一覧

|      |  | ○様々な資源と分野を学ぶ機会の創出  |
|------|--|--|
| 政策1  |  | 教科学習や総合的な学習の時間などで活用できる教育資源（ひと・もの・こと）を提供し、児童・生徒が環境、都市計画、芸術、スポーツ、経済などを学ぶ機会を創出します。  |
| 政策2  |  | ○地域の教育資源や市長部局と連携した事例を学ぶ機会の創出   |
| 政策3  |  | 教職員向けに地域の人材、歴史、まちづくり及び市長部局と連携した学習事例を学ぶ機会を提供し、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用した教育活動を促進します。   |
| 政策4  |  | ○他分野と連携した楽しく創造性のある社会教育講座の実施  |
| 政策5  |  | 人口特性、都市構造及び地域活動など様々な視点から地域の状況を把握し、文化、環境、都市計画など他分野の職員との意見交換や連携した講座などを企画するなど、楽しく創造性のある社会教育講座をより一層充実します。  |
| 政策6  |  | ○（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館内にとどまらない博物館活動の展開   |
| 政策7  |  | （仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館は、市長部局が有する自然環境や歴史資料などを活用した教育普及活動を展開するとともに、他の文化施設などと協力した教育活動を展開します。  |
| 政策8  |  | ○都市資源に関する情報の収集と活用  |
| 政策9  |  | ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業を通じて、歴史、文化、自然、産業、人材等の都市資源に関する情報を収集し、まちづくり、観光などの施策に活用するために情報を共有します。また、市長部局と連携して都市資源を学ぶ機会を提供します。                                   |
| 政策10 |  | ○市長部局との連携による文化財の保護・活用  |
| 政策11 |  | 開発行為などの計画について、適切に文化財保護法に基づく手続きが行われるよう、市長部局と連携し情報共有を図り、茅ヶ崎市内に現存する埋蔵文化財が、開発行為などにより失われることを防ぎます。<br>また、茅ヶ崎市が所有する文化財の活用については、所管課と連携し、文化財の価値が守られるよう図ります。 |
| 政策12 |  | ○次世代育成のための情報交換や研修の実施   |
| 政策13 |  | 保育園、幼稚園及び小・中学校の教職員などとこども育成部など次世代育成に関係する市職員との情報交換や、乳児期から学齢期まで連続した教育支援を進めるための研修や講座を開催します。  |
| 政策14 |  | ○ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりと施設の複合化   |
| 政策15 |  | 教育施設の建て替えや長寿命化などにあたっては、茅ヶ崎市パリアフリー基本構想に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した教育施設づくりを進めます。また、施設の複合化にあたっては市長部局所管の施設との複合化も検討します。   |
| 政策16 |  | ○通学路の交通安全対策と防犯対策の推進  |
| 政策17 |  | 市民安全部や建設部と連携し、通学路の安全点検やカーブミラー・防犯灯などの設置・更新など、通学路の安全性の向上のための取り組みを推進します。  |
| 政策18 |  | ○子どもの未来応援対策の推進   |
| 政策19 |  | 子育て等に関する相談、学習支援及び経済的支援などを進め、子どもの未来応援に関する取り組みを推進します   |

## 2) 指標について

前計画では、事業ごとに定めた指標の達成度を、「A～E、Z、実績なし」と評価区分を設定し、評価しました。しかし、事業の指標は、政策の効果の一面を表すものであり、政策全体の効果を表す絶対的な評価基準ではないと考えます。

そこで本計画の政策ごとに位置付けた指標は、政策の効果を考察する基礎資料とし、意識調査などの定性的なデータと、参加者数や施設整備の進捗など定量的なデータの推移を継続的に捉えていくものとします。

なお、計画に位置付けた指標以外に、点検・評価にあたり必要な資料については収集し、点検・評価に活用します。また、収集した資料は、計画の見直しや次期計画の策定の際に、指標として追加するか検討します。

## 3) 政策の効果検証について

教育政策は、短期的に効果が現れるものでなく、徐々に効果が現れます。例えば、本計画で指標として用いている「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」からも、徐々に指標の値が変化していることから、政策実施の効果は中長期的な期間で現れるものと考えられます。

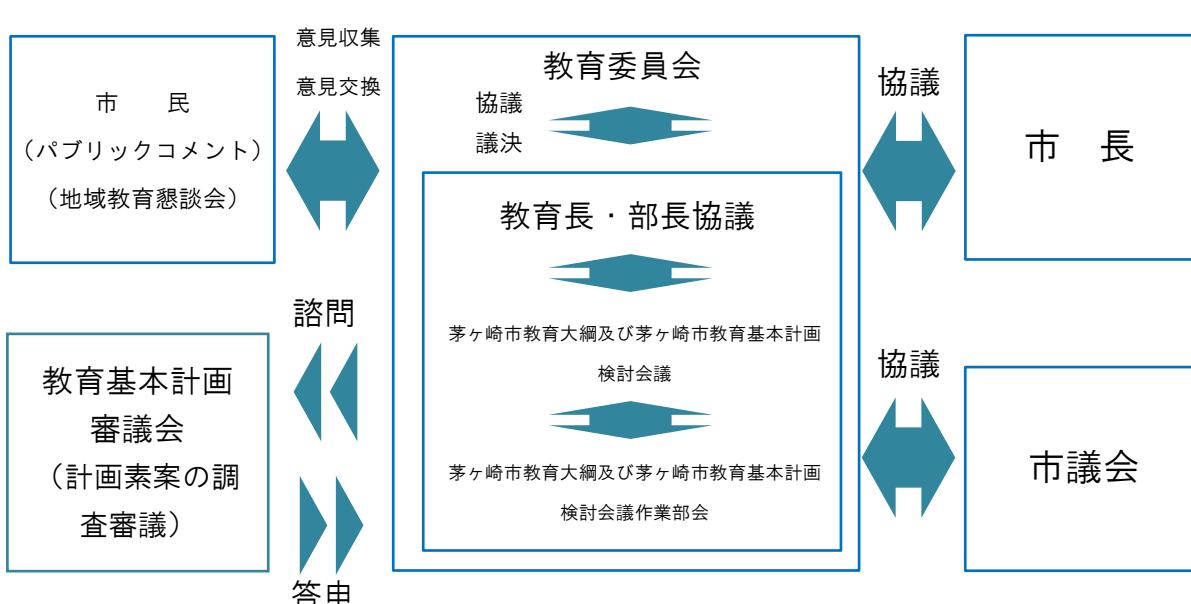
それを踏まえ、実際に行った施策の内容、過去数年間の指標の値などから評価を行い、政策の効果や改善点等を検証します。

# 資料編

## 1 策定体制

本計画の策定体制は次のとおりです。計画の素案作成は、茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議及び作業部会で行い、教育委員会内部で協議を行うとともに、検討会議及び作業部会で作成した計画素案を教育基本計画審議会で調査審議しました。また、地域教育懇談会やパブリックコメントにて、市民の意見等を反映し、本計画を策定しました。

### ＜本計画の策定体制＞



## 1) 茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則

平成 20 年 3 月 19 日  
教育委員会規則第 4 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号)に基づき設置された茅ヶ崎市教育基本計画審議会(以下「審議会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第 2 条 審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

### (委員)

第 3 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 市民

(2) 市の区域内の公共的団体等の代表者

(3) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第 6 条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育総務部教育政策課において処理する。

### (委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 2) 茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員

平成 30 年 5 月 12 日～令和 2 年 5 月 11 日

(敬称略、順不同)

| 選出の区分            | 氏名    | 所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法 |
|------------------|-------|-------------------------|
| 市民               | 宮下 良子 | 公募                      |
| 市民               | 小川 水里 | 公募                      |
| 市の区域内の公共的団体等の代表者 | 益田 和子 | 茅ヶ崎市青少年育成推進連絡会議         |
| 市の区域内の公共的団体等の代表者 | 安藤 桐子 | 茅ヶ崎市 PTA 連絡協議会          |
| 市の区域内の公共的団体等の代表者 | 須田 譲  | 茅ヶ崎市子ども会連絡協議会           |
| 市の区域内の公共的団体等の代表者 | 佐藤 敦恵 | 茅ヶ崎市公民館運営審議会委員連絡協議会     |
| 市の区域内の公共的団体等の代表者 | 西川 恒子 | 今宿小学校校長                 |
| 市の区域内の公共的団体等の代表者 | 中村 一生 | 円蔵中学校校長                 |
| 市の区域内の公共的団体等の代表者 | 大坪 督  | 鶴嶺小学校教諭                 |
| 市の区域内の公共的団体等の代表者 | 早田 怜雄 | 松浪中学校教諭                 |
| 学識経験を有する者        | 笠原 陽子 | 玉川大学大学院教授               |
| 学識経験を有する者        | 宮瀧 交二 | 大東文化大学教授                |
| 学識経験を有する者        | 梨本 加菜 | 鎌倉女子大学教授                |

令和2年5月12日～令和4年5月11日（予定） (敬称略、順不同)

| 選出の区分            | 氏名     | 所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法 |
|------------------|--------|-------------------------|
| 市民               | 工藤 味香  | 公募                      |
| 市民               | 飯田 由美子 | 公募                      |
| 市の区域内の公共的団体等の代表者 | 日下 英彦  | 茅ヶ崎市青少年育成推進連絡会議         |
| 市の区域内の公共的団体等の代表者 | 山上 壽子  | 茅ヶ崎市公民館運営審議会委員連絡協議会     |
| 市の区域内の公共的団体等の代表者 | 松永 忠弘  | 浜須賀小学校校長                |
| 市の区域内の公共的団体等の代表者 | 稻川 敏光  | 松林中学校校長                 |
| 学識経験を有する者        | 笠原 陽子  | 玉川大学大学院教授               |
| 学識経験を有する者        | 宮瀧 交二  | 大東文化大学教授                |
| 学識経験を有する者        | 梨本 加菜  | 鎌倉女子大学教授                |

### 3) 茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議設置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市教育大綱（以下「大綱」という。）及び茅ヶ崎市教育基本計画（以下「基本計画」という。）の策定等について、必要な事項を検討することを目的として茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 大綱の策定等に関すること。
- (2) 基本計画の策定等に関すること。
- (3) その他大綱及び基本計画策定等に必要な事項の検討に関すること。

#### (組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、教育推進部長を、副会長は、教育推進部教育政策課長をもって充てる。

3 会員は、市立の小学校及び中学校の教頭の代表者並びに別表第1に掲げる組織に属する課長及び担当課長の職にある者をもって組織する。

#### (会長及び副会長)

第4条 会長は、会議の会務を総理し、会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会長は、会員が会議に欠席する場合には、当該会員の代理者の出席を求めることができる。

#### (作業部会)

第6条 会議の所掌事項について資料収集及び分析等を行い、会議の討議に資するため、会議に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長、部副会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長には、教育推進部教育政策課長を、部副会長には、教育推進部教育政策課主幹、課長補佐又は担当主査の職にある者を、部会員には、別表第1に掲げる組織に属する主幹、課長補佐又は担当主査の職にある者をもって充てる。

4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて関係職員を臨時の委員に充てることができる。

#### (意見聴取等)

第7条 会長は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

#### (報告)

第8条 会長は、会議の結果を教育長に報告しなければならない。

#### (庶務)

第9条 会議及び作業部会の庶務は、教育推進部教育政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

#### 別表第1（第3条、第6条関係）

教育総務部教育総務課 教育総務部教育施設課 教育総務部学務課 教育推進部学校教育指導課 教育推進部社会教育課 教育推進部青少年課 教育推進部図書館 教育推進部教育センター

### 4) 教育委員会定例会

| 開催年月日      | 議 案  |
|------------|--|
| 令和2年4月16日  | 教委議案第17号 茅ヶ崎市教育基本計画（素案）について<br>教委議案第18号 茅ヶ崎市教育基本計画（素案）のパブリックコメント実施について |
| 令和2年10月15日 | 教委議案第45号 茅ヶ崎市教育基本計画について  |

### 5) 茅ヶ崎市教育基本計画審議会 経過

| 開催年月日      | 報告又は審議の内容                                  |
|------------|--|
| 令和元年7月17日  | 茅ヶ崎市次期教育基本計画策定の考え方について                     |
| 令和元年10月28日 | 諮詢 茅ヶ崎市教育基本計画（素案）<br>議題 茅ヶ崎市教育基本計画（素案）について |
| 令和2年1月28日  | 議題 茅ヶ崎市教育基本計画（素案）について                      |
| 令和2年3月11日  | 答申 茅ヶ崎市教育基本計画（素案）                          |

### 6) 茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議 経過（教育委員会）

| 開催年月日     | 議 題  |
|-----------|--|
| 令和元年5月30日 | ・茅ヶ崎市次期教育基本計画策定の考え方について<br>・茅ヶ崎市教育大綱（素案）について |
| 令和元年7月31日 | ・茅ヶ崎市教育大綱（素案）について<br>・茅ヶ崎市教育基本計画（素案）について     |
| 令和元年8月27日 | ・茅ヶ崎市教育大綱（素案）について<br>・茅ヶ崎市教育基本計画（素案）について     |
| 令和元年9月17日 | ・茅ヶ崎市教育大綱（素案）について<br>・茅ヶ崎市教育基本計画（素案）について     |

## 7) 茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議作業部会 経過（教育委員会）

| 開催年月日        | 議題  |
|--------------|---|
| 令和元年 5月 22 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎市次期教育基本計画策定の考え方について</li> <li>・茅ヶ崎市教育大綱（素案）について</li> </ul>  |
| 令和元年 6月 28 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎市次期教育基本計画策定の考え方について</li> <li>・茅ヶ崎市教育大綱（素案）について</li> <li>・茅ヶ崎市教育基本計画（素案）について</li> <li>・現行計画の指標に関する考察について</li> </ul> |
| 令和元年 7月 19 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎市教育大綱（素案）について</li> <li>・茅ヶ崎市教育基本計画（素案）について</li> </ul>  |
| 令和元年 8月 14 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎市教育大綱（素案）について</li> <li>・茅ヶ崎市教育基本計画（素案）について</li> </ul>  |

## 8) 地域教育懇談会

| 開催年月日        | 場所     | 議題                                 |
|--------------|--------|------------------------------------|
| 令和元年 11月 5 日 | 小出支所   | 茅ヶ崎市教育大綱（素案）と茅ヶ崎市<br>教育基本計画の策定について |
| 令和元年 11月 6 日 | 小和田公民館 |                                    |
| 令和元年 11月 7 日 | 松林公民館  |                                    |
| 令和元年 11月 7 日 | 鶴嶺公民館  |                                    |
| 令和元年 11月 8 日 | 香川公民館  |                                    |
| 令和元年 11月 8 日 | 南湖公民館  |                                    |
| 令和元年 11月 9 日 | 市役所    |                                    |

## 2 パブリックコメント実施結果

**1 募集期間** 令和2年4月28日（火）～令和2年5月27日（水）

**2 意見の件数** 31件

**3 意見提出者数** 7人

### 4 内容別の意見件数

| ※ | 項目                     | 件数 | ※  | 項目                              | 件数  |
|---|------------------------|----|----|---------------------------------|-----|
| 1 | 教育大綱等との関係に関する意見        | 2件 | 9  | 学校の適正規模と適正配置に伴う教育施設の改修・更新に関する意見 | 1件  |
| 2 | 生涯学習と社会教育に関する意見        | 2件 | 10 | 情報通信網の充実に関する意見                  | 1件  |
| 3 | 教育委員会所管の施設の運営に関する意見    | 2件 | 11 | 緊急事態宣言下の中での学校における対応と知見に関する意見    | 1件  |
| 4 | 教育分野におけるICTの推進について     | 2件 | 12 | 政策2の指標に関する意見                    | 1件  |
| 5 | 進行管理（点検・評価）と学校評価に関する意見 | 2件 | 13 | 重点施策の推進に関する意見                   | 1件  |
| 6 | 社会を形成する力を育む教育に関する意見    | 1件 | 14 | パブリックコメントに関する意見                 | 9件  |
| 7 | 体力づくりに関する意見            | 1件 | 15 | その他の意見                          | 4件  |
| 8 | 国際化に向けた教育に関する意見        | 1件 |    | 合計                              | 31件 |

= 一部修正を加えた項目

| 修正後   | 修正前  |
|---|--|
| <p>3) 市長部局との連携<br/> <u>様々な資源と分野を学ぶ機会の創出</u><br/>           教科学習や総合的な学習の時間などで活用できる教育資源（ひと・もの・こと）を提供し、児童・生徒が環境、福祉、都市計画、芸術、<u>スポーツ</u>、<u>経済</u>などを学ぶ機会を創出します。</p> | <p>3) 市長部局との連携<br/> <u>地域のまちづくりを学ぶ機会の創出</u><br/>           教科学習や総合的な学習の時間などで活用できる教育資源（ひと・もの・こと）を提供し、児童・生徒が環境、福祉、都市計画、芸術、<u>経済</u>などを学ぶ機会を創出します</p> |

## 3 参考文献

- 1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）  
文部科学省：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/community/](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/)
- 2) 平成29・30年改訂 学習指導要領、解説等  
文部科学省：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1384661.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm)
- 3) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）  
文部科学省：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm)
- 4) 地域学校協働活動  
学校と地域でつくる学びの未来（文部科学省）  
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/kyodo.html>

## 茅ヶ崎市教育基本計画

令和2年10月 策定

発行 茅ヶ崎市教育委員会

携帯サイト

編集 教育推進部教育政策課

QRコード

〒253-8686



神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-58-4265

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp>